

# 第二百一十一回国 参議院 経済産業委員会 会議録 第八号

令和五年五月十一日(木曜日)

午前十時三分開会

委員の異動

五月十日

辞任

森本 真治君

補欠選任

三上 えり君

出席者は左のとおり。

委員長

吉川 沙織君

理事

青山 繁晴君

石井 正弘君

中田 宏君

田島麻衣子君

石井 章君

委員

越智 俊之君

太田 房江君

片山さつき君

北村 経夫君

小林 一大君

長峯 誠君

松村 祥史君

三上 えり君

村田 享子君

石川 博崇君

里見 隆治君

猪瀬 直樹君

磯崎 哲史君

岩淵 友君

平山佐知子君

衆議院議員

修正案提出者

修正案提出者

関 芳弘君

小野 泰輔君

国務大臣

経済産業大臣

西村 康稔君

副大臣

内閣府副大臣

太田 房江君

大臣政務官

内閣府大臣政務官

里見 隆治君

政府特別補佐人

原子力規制委員会委員長

山中 伸介君

事務局側

常任委員会専門員

山口 秀樹君

政府参考人

内閣官房内閣人事局人事政策統括官

横田 信孝君

経済産業省大臣官房長

藤木 俊光君

経済産業省大臣官房審議官

蓮井 智哉君

経済産業省貿易経済協力局長

木村 聡君

資源エネルギー庁長官

保坂 伸君

資源エネルギー庁長官官房資源エネルギー政策統括調整官

山田 仁君

資源エネルギー庁省エネルギー部

井上 博雄君

資源エネルギー庁電力・ガス事業部長

松山 泰浩君

原子力規制委員会原子力規制庁次長

金子 修一君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(吉川沙織君) ただいまから経済産業委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。昨日までに、森本真治君が委員を辞任され、その補欠として三上えり君が選任されました。

○委員長(吉川沙織君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、内閣官房内閣人事局人事政策統括官横田信孝君外八名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(吉川沙織君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(吉川沙織君) 脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案を議題といたします。政府から趣旨説明を聴取いたします。西村国務大臣。

○国務大臣(西村康稔君) おはようございます。脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

ロシアによるウクライナ侵略等により、世界の

エネルギー情勢は一変し、諸外国は早期の脱炭素社会への移行に向けた取組を加速しています。こうした中、資源に乏しい我が国においても、グリーン・トランスフォーメーション、いわゆるGXに向けて取り組むとともに、エネルギーの安定供給を確保することが重要です。このため、再生可能エネルギーの最大限の導入に向けて、系統整備を加速しつつ、国民負担の抑制と地域との共生の両立に取り組みとともに、原子力については、安全性の確保を大前提とした上で、その活用を進めるなど、脱炭素電源の利用促進と、電気の安定供給を確保するための措置を講ずる必要があります。

本法律案は、こうした内容を盛り込んだ上で、本年二月に閣議決定したGX実現に向けた基本方針に基づき、所要の措置を講ずるものであります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

まず、電気事業法の一部改正です。第一に、発電用原子炉の運転期間を四十年と定め、その上で、原子力規制委員会による運転停止命令等を受けていないこと等の基準に適合していることを認められるときに限り、経済産業大臣が認可し、運転期間の延長を認めることとします。その際、運転期間は最長で六十年に制限するという現行の枠組みは維持した上で、安全規制に係る制度の変更等の予見し難い事由により運転を停止した期間と認められる期間に限り、六十年の運転期間の力ウントから除外することとします。

第二に、広域系統整備計画に定められた一定規模以上の電気工作物の整備等を実施する一般送配電事業者等は、その整備等に関する計画について、経済産業大臣の認定を受けることができるものと、広域的運営推進機関の業務に、当該認定を受けた者に対して、当該電気工作物の整備等に

必要な資金の貸付けを行う業務を追加します。

次に、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正です。

発電用原子炉設置者に対して、運転を開始した日から起算して三十年を超えて発電用原子炉を運転しようとするときは、あらかじめ、その発電用原子炉施設について、十年を超えない期間ごとに、当該施設の劣化に関する技術的な評価を行い、その劣化を管理するための措置等を記載した長期施設管理計画を作成し、原子力規制委員会の認可を受けること等を義務付けることとします。

力事業者が安全神話に陥り、東京電力福島第一原子力発電所の事故を防止することができなかったことを真摯に反省した上で、原子力事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならぬという認識に立つてこれを行うものとし、当該原子力利用に当たつての国及び原子力事業者の責務を明確化する等の措置を講じます。

以上が本法律案の提案理由及びその要旨であります。この法律案につきましては、衆議院で修正が行われたところであります。

力事業者が安全神話に陥り、東京電力福島第一原子力発電所の事故を防止することができなかったことを真摯に反省した上で、原子力事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならぬという認識に立つてこれを行うものとし、当該原子力利用に当たつての国及び原子力事業者の責務を明確化する等の措置を講じます。

次に、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律の一部改正です。

使用済燃料再処理機構の業務に、廃炉推進業務を追加した上で、同機構の名称を使用済燃料再処理・廃炉推進機構に改めるとともに、同機構が行う廃炉推進業務に必要な費用に充てるため、実用発電用原子炉設置者等に対して、同機構に廃炉拠出金を納付することを義務付けることとします。

次に、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の一部改正です。

次に、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の一部改正です。

第一に、既存の再生可能エネルギー発電設備を最大限活用するため、認定事業者がその発電設備の増設等を行う場合には、増設等に係る部分のみ最新の価格を適用する措置を講じます。

第二に、再生可能エネルギー発電事業計画の認定の要件に、その事業の実施内容を周辺地域の住民に周知することを加えるとともに、認定基準に違反する認定事業者に対して、交付金による支援額の積立てを命ずる措置を創設するなど、事業規律を強化します。

第三に、今般、電気事業法において創設する認定制度の認定を受けた事業者が、当該認定に係る計画に従つて再生可能エネルギー電気の利用の促進に資する電気工作物を設置しようとするときは、その工事を開始した日から特定系統設置交付金の交付を受けることを可能とします。

次に、原子力基本法の一部改正です。

それを語る前にもう一点だけ付け加えて申しておきますと、あの事故の現場、事故が進行している最中に専門家の端くれとして中に入ったのは不肖私一人ということになりました。当時、御健在でいらつしやいました吉田昌郎所長が、私が当時の内閣の原子力委員会ですね、原子力委員会の防護専門部会の委員だったために、その議事録をよくお読みでいらして、私が入ることを許していただきましたので、結果的にあの現場はもう残っていませんので、今廃炉の過程です。

一体あの事故が本当は何だったのかということを目の当たりにしたというのは、一月にIAEA、ウィーンの世界原子力機関を訪ねましてグロツシー事務局長とじっくり小一時間話してきましてけれども、そのときもグロツシーさんから一番聞かれたのは、当時の福島の状態と今のザポリージャのひどい状況と、あるいはその前にロシア軍が入ったチェルノブイリ原発の共通点について、あなたの知るところを教えてくださいとお問合せもいただきました。

今日はそのようなことを踏まえてお話しするんですけれども、さつきちらつと言いました原子力安全・保安院がいかに当事者能力がなかったかといえ、ここに福島出身の議員の方もいらつしやいますけれども、とても原発立地県の方々にお見せできるような状態ではないか、まず、今の原子力規制委員会というのは実はアメリカのNRCの直訳に近いものですね。アメリカにはニュークリア・レギュラトリー・コミッティー、NRCというものがあって、ここも僕は付き合ひ始めて二十五年たつわけですけれども、その事実上直訳なんですよ。最後のCをオーストリヤのAにしてNRAと言っているだけであつた。

そのときは、アメリカはスリーマイル島の事故は経験してましたので、全然事故の態様、規模は違いますけれども、スリーマイルの経験があるので、NRCの方々、全部は公開してなかったと思うんですけど、お忍びも含めて関係者がかなり

福島にも東京にもおいでになつて調べて歩いてきたに、私に最初に連絡があったのは、衝撃の一言で、英語が通じないと。英語が通じないというのは、例えば福島の人に通じないという意味ではもちろんなくて、当時の原子力安全・保安院と英語で話ができないと。

僕はびつくりしまして、ふだんから書類のやり取りしているじゃないですかと、メールのやり取りもしていますよと聞いたら、いや、そういうええ、いつも紙読んでいるよねと、いつも目落として紙読んで、こっちの目見ることもないんだよと。だから、面と向かつて今福島は一体どうなっているのかということも聞いただけでも、まず中に入つてない、テレビ会議やつているだけで中に入つたかのように言っているけれども、よく聞いたら全然入つてない。それでどうして事故の実態分かるのかと聞いたら、その後余計に英語が通じなくなると。官僚主義もここに極まりということを正直実感いたしました。

当時、私は民間の専門家でありまして、まさかそのときは国会議員になることも夢にも思つていませんでした、選挙に出るのが絶対嫌でしたから。これは余計な話です。要は、自分を売り込もうとしないでお話しています。

そのときに、どこまで、まだ全部を言っていないのかどうか分かりませんが、一番実は動いたのは、日本の政府機関でいうと自衛官と警察官だったんですよ。一番最初に入つたのは自衛官でありまして、それも事情がよく分からないので、一番密閉性の高い装備といえは戦車なので、戦車に乗って自衛隊の中に入れてみましたよ、もうみな忘れて、忘れかけていますけど、行きましたら、そこに戦車が四台並んでいて、もう何とも異様な光景でしたが、実はもう現場はパイプその他が、ケーブルも含めて散乱していて、そこにある重量級の戦車があると何が起きるか分からないというので結局待機しただけに終わったわけなんです。

これ、話がされているんじゃないかと、この冷やせない、どうしたら一体冷やせるのかというのを最初に考えたのは、名前はさすがにまだ言っちゃいけないと思いますが、警察庁の関係者とそれから不肖私の、実はこんなこと言つて余計なことですけれども、二人で考えました、外付けで水を回すしかないんじゃないかと。上から水を入れたり、あるいは自衛隊がへりから水を投げ入れるようにしたというのは御存じだと思います。ほとんど効果なかったんです、実は。それを言うときも大変な混乱になるから言わなかっただけであつて、実際はラッキーにも助けられて、壊れるはずのない壁が壊れて水がちゃんと入つたというふうなこともありまして。

そのときに、既に、これ、もう一回言います、話がそれたわけじゃないというのは、原子力安全・保安院はもう駄目だなと、だから独立性の高いものをつくらなきゃいけないと。山中先生は、山中委員長は、そのときはまだ大阪大学でいらしたと思いますけれども、原子力安全工学の長い専門家であつたと思います、それはよく存じ上げていますけれども、独立性の高い機関をつくるには、日本にはちゃんと法律があつて、いわゆる三条委員会をつくることのできる、自由民主党の中に抵抗があつても、あるいは既得権益の中に、電力会社の側に抵抗感強くて、三条委員会をつくるしかないというふうな、当時のNRC幹部とも既に話したわけですよ。

今年一月に、私は海外出張は基本的に自費、自主なので、今年の一月もそのようにして、さつき言いましたウィーンにも行きましたけれども、アメリカにも行きました、NRCの今の幹部と日本の原子力規制の現状についても、こちらは内政干渉を受けるわけにいかないんで、あくまで一つの自由な意見として聞いたんですけれども。

アメリカ側が一つ懸念しているのは、アメリカの誰がどう言つたということ、絶対言いませんけれども、あのNRCというのは、アメリカのNRCです、アメリカの核規制委員会、原子力規制委

員会というのは、民間の資本もかなり入っているんですよ。そこは日本とは考え方の違うところで、官民を官尊民卑のように上下関係のようにせずに、言わば連帯してやれるのが民主主義国家だということ考え方ですから、民間の資金が入っていることもあつて、人事交流も多いですし、とにかく風通しがいいわけです。

で、あの当時のNRCが感じたこと、十二年前の、それと同じことをですね、山中委員長、ここから、もうさつきからずつと聞いてくださいまして、本当によく聞いていただきたいんですけど、合衆国のみならず世界の規制当局でやや懸念が非公式に語られるのは、風通しがまた悪いと。

それはどう悪いのかというと、前のように癒着をして、例えば、東京電力でなせ事故が起きたかといえ、本当は、通産省、経産省に近過ぎるんですよ、それも歩いて三分です。それから、いろんな意味で、例えば、最近では関西電力は専ら悪者の引受役になつていられるけれども、それは関電にも大きな原因があるけど、新幹線で三時間、当時三時間の距離と歩いて三分の距離だと癒着の度合いが違うわけですよ。

当時、癒着で起きたミスコミュニケーションが、今は逆に独立性の、ちよつときつい言葉なんですけど、履き違えて、もうとにかく上意下達、そして官尊民卑の日本特有の現象が出て非常におかしなことが起きているとい懸念を持っていて、けれども、おまえはどう思うかということ、NRCの本部で随分聞かれました。

実は、今日の私の問題意識と共通するものは、残念ながら、誠に残念です、なぜアメリカにこんなことを言われなきゃいけないのか。広島、長崎に人体実験の核爆弾を落としましたんではないかという疑念を私は今も持つていて、軍とも、アメリカ軍ともその議論をしますから、そのアメリカのニュークリアの側にこういうことを言われたいと思つて、残念ながらその気配を感じるんです。

主権者のためにも分かりやすい例で言いますと、日本原電という会社があるんですね。で、福島事故以来、日本原電はどちらかというとメディアでは悪の権化という扱いになっています。報道の自由ですから、それに対して今日コメントすることはしませんけれど、日本原電は元々は、この委員会でも行くかもしれないところですけども、原子力発電のバイオニアであったことは確かなんです。その日本原電とこの原子力規制委員会が、十年越しの紛争が起きています。その紛争の原因は何かというと、活断層の問題なんです。

で、活断層って最近ニュースで全然目にしないなと思われていると思うんですけど、そもそも福島事故の原因は、私なりにもちろん結論を持っています。国会や政府の事故調とは違う結論を私は持っています。これを、少なくとも、現場を見た者として言えば、これ、だから、迂遠なように最初から説き起こしている、地震の揺れで起きた事故とはとても思えません。

まず第一には、もう既に語られたとおり、東京電力の中の若い技術者の意見を聞かずに防潮堤の高さを高くすることを怠ったために、少し北方にある女川原発では、東北電力の若い社員の言うことも聞いて防潮堤を高くしていたから津波の高さに耐えられた。ところが、もう吉田所長亡くなられたので言いにくいんですけども、吉田所長はその後がんで入院されて、事故と関係ありません、喉のがんで、事故が起きたときには既にもう実はこの場所からこっそり東京の病院に通院もされていたんですね。で、もう死を間近にした病床から下さった電話の中で、青山さん、結局は私にも重大な責任があると、あのとき若い技術者の意見を入れて防潮堤さえ高くしておけば何事も起きなかった。何事も起きなかったというのはやや言い過ぎかもしれませんが、死に行く人の最後の一言として私の胸に刻まれているわけです。

これはどういうことかといいますと、あの方

ル、重力加速度、恐らく七百ガルから場所によっては九百ガルぐらいの、想定外どころか、そんなことを言ったら学界の中では、特に山中先生よく御存じのとおり、それはオーバードライマジンネーションだと必ず言われたと思うんですけども、そういう部分もあつたんじゃないかという揺れには耐えたいですね。

で、なぜ耐えられなかったかという、実は津波の衝撃で壊れたんじゃないんです。それは、もう現場は残っていないんですけど、海側に行つたのは僕が最初でした、吉田所長の反対を押し切つて、作業員の方の了解を得て、決死のみんなまなざしで回つたわけですけど、そうしたら、燃料タンクが、巨大な燃料タンクが海にぶかぶか浮いていたり、巨大なトレーラーが頭逆さまにして二台も突っ込んでいたんですよ。

で、作業員の方は、ああ、やっぱり津波でやられたんだとおっしゃったんですが、僕は、申し訳ないですけど不遜を承知でそのとき申し上げたのは、皆さんは原子力の専門家です、でも不肖私は危機管理の専門家なので、危機管理全体から見たらこれは本当に天の助けであつて、もし違う構造の原発だったら、原子力建屋が海に直接面していたらもう大変なことになっていたけれども、燃料タンクとか、あるいはタービン建屋、そういう放射線物質を帯びない、基本的には帯びない施設が海に面していたために、津波の衝撃がそこで吸収されて、だからこそ燃料タンクが海にぶかぶか浮かんでいるんですよ。

じゃ、どうして事故になったかという、何のことはない、これメーカー名は伏せませうけれども、まあ知られていることですよ、あるメーカーの、巨大メーカーが造つた原子炉がアメリカで欠陥知たという裁判が起きて、実はアメリカの地震が多い西海岸に敷設できなくなつて、だからさつき通産省と、今の経産省と東電が距離近過ぎたと申し上げたのはそのことであつて、要はアメリカが造つちやつてもう売り先の無いものを何と東電

に売つたんですね。で、その据付け工事を、例えば福島地元の方々に頼むならまだしも、主たる工事をアメリカの業者に任せて、全部アメリカが利益持つていったんですね。そのために何が起きたかという、ハリケーン対策、ハリケーンと台風は似ているものであつても、もちろん地政学的、地理的条件、気象学上も違うんですが、それを考えていたから配電盤を地下に置いた。それが、衝撃が和らいだ津波の水でひたひたとぬれて、そして通電しなくなつて、冷やせなくなつて、今に続くあの巨大な事故に至つたというのが本当のところだと考えているわけです。

そうすると、そもそも地震でたたき壊されて起きた事故でもなければ、津波の衝撃でやられたんでもない、実は癒着の構造によつてつくられたもの。それがどうして活断層の話ばかりになるのかということ自体が、もうそこできがみが出ているわけです。

ただし、活断層の問題は、今法律に書き込まれていますから、ここで国会議員としてそれを改めて問うことはもうしません。活断層があれば問題もあるのも事実なので、これ以上そこには踏み込まないけれど、しかし、日本原電と原子力規制委員会の紛争の原因は、ずっとこの活断層なんです。しかも、これ、国民にはほとんど知られていないんですよ、なぜかメディアが伝えないから、共同通信にいましたので、メディアの手のうちもよく分かります。

具体的に言えば、特に敦賀二号機、福井県にある敦賀二号機について、この敦賀二号機の直下の活断層からやや右に、地図上では右にずれたところにある断層は今後動くおそれがある、ないしは強い活断層と、生きている断層とみなされて日本。しかし、その真下にある断層について、日本原電はこれは動く可能性がないとするのに対して、原子力規制委員会の、原子力規制委員会というのが、その下に有識者会合というのがぶら下がっていて、これが動く可能性があると言っているわけですよ。

これ十年間もめ続けて、最近起きていることは、山中委員長におかれては、もう今年八月までこの日本原電が満足できる書類を出さなければこの審査はもう打ち切りだということをおっしゃつたと受け止められてもやむを得ない発言をされています。まずそのことについて、通告どおりにお聞きしたいんですけど。

実は、原子力規制委員会は、もう一度言いますが、三条委員会が独立性高いからこそ、厳密に権限が定められています。日本は法治国家なので、独立性が高いからといって、アブリオリに、先天的に任せるようなことはしません。したがって、審査の申請があつて、その審査が始まつたものを規制委員会が打ち切ることができないんですよ。できないことをなぜできるかのようにおっしゃるか、厳しい問いかけで申し訳ございませんが、委員長、お願いします。

○政府特別補佐人(山中伸介君) 答えたいと思います。

新規制基準への適合性を判断するためには、科学的、技術的な根拠が必要でございます。日本原子力発電敦賀発電所二号炉につきましては、日本原電が審査において提示をした新規制基準への適合性への判断の根拠となる科学的、技術的データに誤りが続き、実質的な審査が着手できないという、規制側にとつても好ましくない状態が続いております。

この状態を解消すべく、本年四月五日の第一回の原子力規制委員会において、今後の審査の進め方として、申請を取り下げていただくか、あるいは一部補正を求めめるかの二案を議論いたしました。申請を一旦取り下げてゼロベースで審査をし直すことはかえつて審査を長引かせる、それよりは、実質的な審査に着手できないという規制側にとつても好ましくない状態を解消すべく、設置変更許可申請の補正を求めるといたしました。その後、本年四月十一日の、日本原電のCEOと対面で会議を行いました。村松社長から、八月三十一日までに補正を行う旨の御発言をいただきました。



善を強く求めるとともに、推定、推測や可能性ではなく客観的な事実やデータに基づいて科学的、技術的に判断するよう強く訴えてきた。しかしながら、本日それらを何ら顧みることなく取りまとめが行われたことは、公権力の行使に携わる規制当局として誠に不適切であると考え、ここに有識者会合に対し厳重に抗議するという抗議文です。

直接の宛先は、だから委員会じゃなくて有識者会合ですが、もしできれば、委員長の見解をお示しいただければ。

○政府特別補佐人(山中伸介君) お答えいたします。

御指摘の抗議文につきましては、日本原電が有識者会合の委員に宛てて出されたものと承知しておりますが、その時点で得られた調査結果についての日本原電の評価が有識者には十分受け止められていないとの御主張を示されたものと認識しております。

今後、日本原電から設置変更許可申請の補正が提出されることで、新規制基準適合性への判断の根拠となる科学的、技術的なデータに基づき審査が規制委員会においてできるものになるというふうに考えております。

○青山繁晴君 急に急に妥協するわけじゃなくて、さっきの、山中委員長今の御答弁は、私が質問通告いたしてから委員長もじっくりお考えになったの答弁だと思えますので、今後、言わば審査が正常化されることを私も強く希望します。

その上で、主権者の参考のためにも申し上げますと、山中委員長になってから大きな変化が起きたと私は考えています。今日厳しいことを申し上げますけど。

今年、志賀と書いてシカと読むんですけど、志賀原発、北陸電力の志賀原発について、今僕が申しました有識者会合では、これは将来動く可能性が否定できない活断層、いやいや、断層だというのが出たんですけども、これが実質的に覆りまして、規制委員会としてこの北陸電力の主張を正

しいものとして認めました。それからもう一つは、委員長が就任される前ですけど、東通原発でも似たようなことが起きました。そうすると、何でも最初は行き過ぎると思うんですけど、一つ一つ卑近な例でいいますと、御承知のとおり、癒着していったから、もう一回言いますが、話はその癒着していないので、東電と規制当局が近過ぎたから、この原子力規制委員会になってから六本木のビル借りたんですよね。六本木のビル借りたこととどれぐらい賃料発生したか、これ、ちなみに、聞いて悪いんですけど御存じですか、委員長、今までにどれぐらい賃料発生しているか。済みません、御存じじゃなかったらいいです。

○政府特別補佐人(山中伸介君) 私、存じ上げておりません。申し訳ございません。

○青山繁晴君 これ、実は私も知っていたわけじゃなくて、どこで出たかという、防衛増税に関連して国有財産がどれぐらいあるのかというのを議論しているときに出てきた話で、今までに十八億七千五百万円なんですよね。すごいでしょ。レンタル料ですよ。もちろん、ゼロと比較しちゃ駄目です。どういうところに入るかにもよります。そして、もう移転は決まっていますよね、まだ実現はしていませんが。ただ、単純計算でいうと、月のレンタル料が一億六千万近いということになるんですよ。

これ、離れたとって、癒着がなくなると思いますが、皆さん。こういう形式主義が困るんですよ、日本の政の一番悪いところで。当時、僕は民間の専門家、そこにいらつしやる保安院長なんかとも、いやいや、エネルギー庁長官ともよくお話をしましたけど、不便で不便でしようがなかったわけですよ。不便で不便でしようがないから霞が関に近づけようとなつたんですけれども、こういうおかしな行き過ぎをどこかで是正して、エネルギー源としてまともな評価をする、原発の善しあしも含めて判断するときに来なきゃいけないと思いますので、今日の山中委員長のお答えには誠意があったと僕は考えています、与党だから言うん

じゃなくて。

最後に、改めて三条委員会というものの意義について委員長から御見解をお示し願えますか。

○政府特別補佐人(山中伸介君) お答えいたします。

原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所の事故の反省と教訓を踏まえまして、中立公正な立場で、科学的、技術的な見地から、独立して規制に関する判断を行うために三条委員会として設置されたものと認識しております。

その上で、規制委員会の組織理念の一つとして、国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立と独善を戒めることも掲げております。これまでも、傲慢な態度で事業者に接したり、事業者を下と見るようなことを戒めてきたつもりでございますけれども、そのような印象を与えてしまったのであれば残念に思います。

今後とも、様々な御意見に耳を傾けながら、公開の場で事業者との対話を継続してまいりたいと考えております。

○青山繁晴君 じゃ、山中委員長始め規制委員会の皆様、規制庁の皆様はここまでで結構です。ありがとうございます。引き続きよろしいですか。

○委員長(吉川沙織君) どうぞ。

○青山繁晴君 じゃ、次に、韓国との輸出管理の問題について、西村大臣を始め経産省にお尋ねしたいと思えます。

皆様方よく御存じのとおり、ホワイト国というのはまた奇妙なやつな日本語です。日本語じゃないですよ。本当は、今は少なくとも用語変わって、グループAに変わっています。A、B、C、Dとありまして、Dの中に北朝鮮のような国が含まれているということなんですけれども、ホワイト国という奇妙な日本語がなぜ一般的に通用していたかという、真つ白だと、何の疑念もないうことが韓国に対しては政治的配慮もあつて行われていました。それを見直すべきだと、済みません、不肖私

四年ぐらい前に、自由民主党の話でありますけれども、外交部会で提案をいたしまして、これも今日はもうありのままになるべく話すつもりです。もう時効も掛かっているだろうから申しますと、それを外交部会で発言した後に、経済産業省から幹部がお見えになって僕にどなられました。ホワイト国から外すなんて絶対できませんというふうに言われたんですよ。これ誇張じゃないです。横に外務省の亡くなった和田総務課長もいらつしました。一言も発せられなかった。

それで、これは、当たり前の判断として、やっぱり相当裏がある話だと思いたから、もう今となつては言つてもいいと思いますが、安倍総理とも協議をしまして、そして安倍さんがいろいろ調べた上で、やっぱり韓国から北朝鮮にデュアルユース技術あるいは製品が流出している懸念があると。で、それに対する輸出管理が不十分であるという判断が半年掛かって下りまして、だから、大体三年半ぐらい前に韓国はホワイト国から外れたわけです。

それが、今回、尹大統領という、少なくとも政治姿勢としては比較的公平に見える大統領が登場されると、実は一般の人からの問合せが山のように来ているんですけども、北朝鮮に流れなくなったという保障はどこにあるのかと。経産省の説明ではもう十分に対話したんですけどおっしゃっているんですけど、対話して与党に出た資料でいうと八日間なんです。合計三十八時間です。それで、流れなくなったということを確認するのは、韓国がもう流しませんが、元々うちは流していないんだという主張ですけど、そうですかと聞くんですけど、当然裏も取らなきゃいけないんですけど、裏が取れているとはとても言えない状況です。

その中で、大臣、よろしいですか、ちょっと御迷惑だと思んですけど、西村大臣と非公式にいろいろ議論もいたしました。それで、今回、連休前にもうばたばたということを決まっていた印象は拭えないです。これ、印象論で実は言

ているんじゃないんですよね。

どういふことかという、パブリックコメントがかけられています。でも、これ確認していただきたいんですけど、パブコメがかかったのは四月二十八日からなんです。それで、今私は、この国会での立場とは別途、皆さんもそうでありますよ、党に帰れば党のお立場がありますよね、今私は自由民主党で経済産業部会長代理です、政権党に対してどういふ提示があったかを資料とともに十分熟知しています。

その資料を幾ら確認のために精査してみても、はつきりしているのは、四月二十七日の時点で政令改正、ホワイト国に戻すという政令改正の方向で検討する。役所が検討という場合は二つあって、一つは全くやる気がないとき、もう一つはやるのを決めているとき、どっちかなんですけれど、このときの文脈は、二十七日の段階でもうやると決めている。なぜかという、連任に尹大統領と岸田総理が首脳会談しなきゃいけないからです。そうすると、私は法的にも問題が生じるかと考えているんです。さっきの三条委員会というのは行政組織法の問題ですけど、これは行政手続法の問題で、パブコメにかけるときには、どういふ政令改正をするのかとか、あるいは省令を出すのかとかいうことについて国民に周知した上でパブコメにかけなきゃいけないです。当たり前ですよ。決まっちゃってからコメント、パブコメって言い方もやめた方がいいと思います、意見公募で何が悪いのかと思いますが、意見聞いたときにはもう決まってると思ったら、民主主義をないがしろにすることになりかねないと思います。違法性もあると思います。

大臣の御見識からして、このホワイト国に戻していった経緯についてどのようにお考えでしょう。か。  
○国務大臣(西村康稔君) お答えを申し上げます。まず、現在はホワイト国という言い方はしていません、かつて慣例的にホワイト国と称していた

こともあったんですけども、まさに色で区別するというのが様々な人種的なことも含めて惹起するということ、もう今は色では言っていない、グルーブAという言い方をしております。

その上で、御指摘のように、二〇一九年八月に、私も官房副長官を当時、安倍政権の下でしております、このときも関わっております、韓国のカテゴリを見直すということ、まさに韓国の輸出管理体制が脆弱だと、そして法令に基づく通常兵器のキャッチオール制度が未整備であるとか、あるいは御指摘のように第三国への不適切な流出の懸念があったということ、かつ、二国間の政策対話がある一定期間なされておりましたので、信頼関係も構築されていなかった、そういう状況の中で輸出管理を厳格に執行するという観点から見直したものであります。

そして、今般のその輸出管理の運用見直しに際しては、御指摘のように、まず半導体に関わる三品目についての政策対話を行って、これについて見直しを行いました。その間の政策対話がまずあるわけでありまして。

それから、御指摘のように、四月十日から二十五日までの間で、八日間で合計三十八時間、輸出管理の政策の対話を実施いたしました。まさに韓国における輸出管理体制、制度及び運用の状況、実効性、そうしたことについて、現地にも行き、そして現場の対応をしっかりと確認するなどの厳格な検証を行いました。

もちろん、この間、数年間の間、一つ一つ許可を出して、輸出する際はですね、確認をしていかなきゃいけないから、それについて、その品目がきちんとどこかに流れていないかということの確認しながら進めてきているということも、その実績もあります。そうしたことを踏まえながら、三十八時間、現地にも行き、対応を確認したということでもあります。

そして、その上で、これ安全保障に関わることでありますので詳細はなかなか申し上げにくいところはあるんですけども、政策対話の結果、一

つには、担当課、審査担当課が新たに新設、増員をされ、輸出管理体制が充実強化されてきた。一人当たりの審査件数も日本と同等になっております。かつては、一人当たりの件数が物すごく、人数が少なくて物すごく数が多かったということもあります。そして、いわゆるリスト規制、キャッチオール規制共に、全体で見れば日本、我が国と同水準の輸出管理体制になってきています、制度が整備されてきている、そしてそれが確実に運用されてきているということを確認しております。

そして、いわゆる北朝鮮を含めた第三国への迂回、不適切な流出、この対策についても、輸出管理当局と税関などの連携の下、必要な対応が講じられているということが確認されております。

あわせて、今後とも、双方の輸出管理制度、運用の全般に対して政策対話継続すると、そして何かあればそれはしっかりとこれは言うということ、必要に応じて制度の見直し、運用の見直しを含め適切な対応を講ずることについて合意を得たところでもあります。

こうしたことを踏まえて、いわゆる国力カテゴリについて、グルーブA、我が国と同水準の輸出管理が行われていると認められる国、グルーブA国に韓国を追加するという案を決定をし、四月二十八日から五月三十一日の間、パブリックコメントを募集を行うことにしたものであります。

この政策対話については、この間のものについては丁寧なプレスにも説明してきておりますし、私自身も日々の会見において何度か本件に関する説明も行ってきております。

そして、パブコメですけれども、まさにパブコメを踏まえて、そしてその上で、その御意見をいただいで、それを考慮した上で最終判断をするということではありますので、何かこれが無意味であるということではございませんので、案として提示をさせていただいて、さらに三十日を超える期間の意見募集を行っておりますので、ここで国民の

皆様から御意見をいただき、それも踏まえて最終的にこの韓国の国力カテゴリの取扱いについては適切に判断していきたいというふうにご考えております。

○青山繁晴君 パブコメというか、意見公募と僕はできれば言いたいです、法律にもパブコメって書いてありますけど、パブリックコメント、この意義については西村大臣が正確におっしゃったとおりです。

ただ、書生論を言っているんじゃない、現実の話として、岸田総理から尹大統領にもうホワイト国に戻すという話があり、そして尹大統領が欣喜雀躍されたというののも韓国でさんざん報道され、世界でも報道されています。その中で、国民の中には相当異論があつて、僕のところに来る意見は偏っているのかもしれないけど、私はこういう強い反対のパブリックコメントを送りましたというのが日々、僕はアメリカ資本に名を成さしたくないためにプロダクしかやっていませんが、なぜか、自分のサーバーでできるから。サーバーがダウンするんじゃないかというぐらゐ来るんです。でも、それだけ熱心にコメント下さる、意見をおっしゃる中で、実は相手先の大統領にはもう決定事項のように伝わっちゃってます。というの、日本の民主主義にとつて、半導体にかかわらず、日韓関係にかかわらず、問題だと大臣はお考えになりませんか。

○国務大臣(西村康稔君) 今手元に、岸田総理がどのように御発言されたかというのは今手元にございませぬけれども、今の状況は、まさに案として、韓国との政策対話を通じて、日本の判断として、案としてカテゴリAに戻してもいいんじゃないかということを判断を今している、それを、手続をしっかりと今踏んでいるところでありまして、国民の皆さんの意見を踏まえて、最終的にその御意見を考慮した上で判断をするということでもあります。そういう状況であるということではあります。具体的にどのようにおっしゃったかはちょっと手元にはないんですけども、そうい

う状況であるということをは是非御理解をいただければというふうに思います。

○青山繁晴君 今、西村大臣がまあある種繰り返しておっしゃったとおり、いや、その前提としておっしゃったとおり、ホワイト国から外したとしても、グループDに入れたわけじゃなくてグループBになっただけで、必要な手続をしているから日本から輸出自体はほとんど変わっていないんですよね。

したがって、手間といえば手間ですけれども、しかし、半導体の材料というのは、例えばかつての鉄鋼みたいな莫大な量があるわけでもなく、実はメンツの部分はかなり多いと言わざるを得ないと私は考えます。そういう、例えば、歴史認識について大きな食い違いがある韓国あるいは中国との間で、そういう歴史認識の違う国のメンツのために日本が主権者に意見を聞くよりも先に動いたと受け取られるというのは、私は日本の政にとって、自由民主党がどうこう以前に、日本の政にとって僕は大きな痛手だと考えています。これは質問骨子に入られていませんでしたから大臣が無理にお答えにならなくても結構ですけれど、でも、見識をお持ちですから、できればお答え願いたいと思います。

それと、もう一点、これはまさしく入れていないのでお任せしますけれど、経産省にずっと、ここに担当局長もいますけれど、ずっと申し入れていたのは、もうそのホワイト国という奇妙な日本語は使わないにしても、グループA、B、C、Dと細かく分けるといってやり方をやめて、Dはなまやいけなしいと思います。ここは輸出しちゃうけれども、ほかのところは最小限の簡素化された手続でやりましょうというふうな枠組みを変えて、韓国のメンツにこだわるんじゃないかと、実質的に即した形にしてはいかがですかというのを何度も申しましたけれど、誰がどう言ったということはおそらくありませんけれども、もっと大きな力という話もあってこの案は顧みられなかったです。

できれば大臣にそのお答えいただきたいのと、ちょっと時間が押してきたんで続けて申し上げます、実は、韓国から第三国というふうにご大臣もおっしゃいましたが、違うディメンション、次元に入っていて、アメリカはCHIPPS法です。チップって、この場合は半導体のことです。CHIPPS法に基づいて四か国体制の半導体製造になっていきます。日米と台湾と韓国です。その韓国は、サムスンが大体ざつとと言うと半分ぐらいチャイナで作っている。それから数兆円規模の投資を行っている。アメリカはここに今非常に敏感になっていきます。

そのことを考えても、今、この真つ白という意味があるホワイト国、前の呼び名であってもそういうものに戻すというのは、私は政治判断としてもタイミングが悪いのではないかと思うんですが、できればお答え願えますか。

○国務大臣(西村康稔君) まず、何か大きな力が働いてとか、誰かからの何か圧力があつてとかというところではなく、私も報告を受け、韓国の体制が整ってきた、また確実に運用されている、そして第三国への流出の懸念も払拭されてきているということ、いわゆるグループAということと判断をし、最終的に政府内でそういう案として今パブリックコメントに出しているという状況であります。

その上で、御指摘のように、今まさに半導体など機微な技術が軍事転用されるのではないかとこのことで、非常にここは懸念があります。ここは、私も同僚国、特にアメリカ、ヨーロッパを含め、常々意見交換をしているところであります。特にこのサプライチェーンをしっかりと同志国でつくるということの重要性を確認しながら、今体制をしっかりと整えていく、更に体制を強化していく、強靱化していくというところで取り組んでおります。

そして、アメリカは、御指摘のように、半導体製造装置について、中国向けにこれを規制をする

ということでご公表しておりまして、具体的な品目についてはまだ調整中だと聞いておりますけれども、進めておりますし、それから、御指摘ありましたCHIPPS法によって、助成を、アメリカの何か補助を受けたような企業は、これは中国などの懸念国に対して製造能力の拡大や技術供与などを禁止するというを行っておりますので、これは当然、韓国の企業がアメリカで立地をして何らかの支援を受けなければはできなくなるということでありまして、そういう意味で、まさに機微な技術についての管理を強化をしております。

このことについては、まさに半導体製造能力のある国々、韓国もそうですし、台湾もそうです。あります、あとはヨーロッパとアメリカ中心にここはしっかりと連携しながら、機微な技術が不適切な対応をしている、まあ中国を始めですね、渡らないようにするところを我々はしっかりと管理をしていかなきゃいけないということでもあります。

○青山繁晴君 時間がなくなりましたので、最後の、今日は経産委員会なので、経産分野だけというか、特に中小企業について一言大臣の御見解をお聞きしたいんですが、私のところに来る国民の声は、例えば定年退職になった方、その労働力、自分たちの労働力をもっと生かしてからにしてほしいと。あるいは、女性の労働力についても公平に生かしてからにしてほしいと。さらには、外国人にとつても、やがてロボティクスが進展したときに、子供の教育費が一番掛かる頃に仕事を失うことにもなりかねませんので、その配慮。特に日本の定年退職後の、されるまでなくても、高齢の方々の労働力、女性の労働力が優先であるということをお示しただけで

か。

か。

○国務大臣(西村康稔君) 日本の将来の成長に向けて一番の課題は、やはり少子化、そして人口減少、人手不足と、労働力人口不足ということも大きな課題の一つと認識をしております。その中で、御指摘のように、女性の活躍、さらには高齢者の活躍、これはもう更に活躍できる分野を広げていかなきゃいけない、環境を整えていかなきゃいけないという認識であります。そして、アベノミクスの成果によって女性、高齢者共にそれぞれ三百万人ずつぐらい増加を就業者はしているわけですが、それを受けて、もうこれ以上なかなか難しいんじゃないかという方が、意見もあります。

しかしながら、御指摘のように、女性の場合、結婚、出産、育児の過程で正規社員から非正規になって、いわゆるL字カーブというのでもまだ残っておりますので、いわゆる本意で非正規のままいる人が正規になる、これだけで百万人ぐらいの雇用がまだ参加率が可能になるということもありまして、高齢者も、先般、厚労省の研究所が公表して、二〇五〇年には労働人口、生産年齢人口が物すごく減ると、二千万人ぐらい減るといってデータを出して衝撃的なわけですが、これも十五歳から六十四歳を生産年齢人口としておりまして、今健康寿命はどんどん健康年齢は上がっておりますので、仮に六十九歳までと見るだけで七百万人ぐらい増えるということで、健康で意欲のある方が引き続き活躍できる環境をつくっていくべきかなり景色は変わってくるというふうな思っております。

その意味で、まずは女性や高齢者がより働きやすい環境をつくっていくということ、さらには、ロボットとかAIとかドローンとか、いろんな新しい生産性を上げる技術も進化をしておりますので、もう長くは申し上げませんが、トラックの来年物流が大変だと、こう言われるんですけども、平均の積載率が四割です。六割空いていますから、そういう意味では、そこをうまく使う

ことによっても変わりますので、まずはそういったことを取り組んでいくというのが重要だということを考えております。

○青山繁晴君 終わります。ありがとうございます。

○石川博崇君 皆様こんにちは。公明党参議院議員の石川博崇でございます。

GX脱炭素電源法、昨日参議院の本会議で審議入りされました、今日からいよいよこの経産委員会での審議スタートでございます。非常に多岐にわたる、これからの日本の社会の在り方を決する重要な法案でございます。充実した審議を行っていきなさいというふうに思います。

参議院の経産委員会におきましては、与野党両筆頭を中心にこの充実した審議に向けて、現地視察も含めた対応も検討していただいているところでございまして、しっかりと委員の皆様とともにこの質疑充実してまいりたいと思っております。

また、非常に多岐にわたる内容でございますが、衆議院の審議、議事録等を拝見いたしますと、残念ながら十分に議論が及んでいない分野もございまして。再エネの推進に向けた系統整備等もしっかりとした内容になっている分野でございます。こうしたところも今日質疑をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

ロシアによるウクライナ侵略、また、これによるエネルギー価格の高騰を踏まえて、G7を始めとする欧米各国、それぞれの各国の状況に応じたエネルギーの安定供給確保策を講じているところでございます。

公明党としても、こうした状況を踏まえて、昨年の十二月、GX実現に向けた提言を岸田総理に提出をさせていただきました。カーボンニュートラルの実現とエネルギーの安定供給の確保、この両立、これを両立していくことが重要であるということも訴えさせていただいたところでございます。

政府は、この私どもの提言、重く受け止めてい

ただきまして、本年二月十日にGX実現基本方針を閣議決定していただいて、エネルギーの安定供給確保に向けた再生可能エネルギーを始めとする脱炭素電源を活用する方針も示していただいたところでございます。

今日から審議入りされますこの法律案、この二月に閣議決定されたGX基本方針の内容を具体化するための措置を講ずるものでございますけれども、この法律案がカーボンニュートラルの実現、そしてエネルギー安定供給の確保、どのように寄与していくのか、まず西村大臣から、その意義、また役割について改めて分かりやすく御説明をいただきたいと思います。

○国務大臣(西村康稔君) 今、石川委員から御説明のあったとおりでありますけれども、まさに、まずは二〇二一年秋頃から、これはウクライナ侵略前から、コロナ禍からの需要回復でかなりLNG価格を始めとしてエネルギー価格が上がってきたウクライナ侵略があります。まさに世界のエネルギーの状況が転換点にあるということだと思えます。脱炭素社会の実現というこの長年の課題と、そしてエネルギーの安定供給と、この両方を両立しなきゃいけないということが今我々求められているわけでありまして、まさに再エネ、原子力を含めたあらゆる選択肢を追求していくということ極めて重要であります。

昨年十二月に公明党さんからも御提言をいたいただき、そうしたことも踏まえながら、まさにGX実現に向けた基本方針の取りまとめを行ったところであります。そして、この方針を踏まえ、GXの実現、脱炭素化と、そして電力の安定供給の確保を両立すべく再エネを最大限導入していくということと同時に、安全確保を大前提とした原子力の活用に向けて、今回御審議いただいておりますGX脱炭素電源法案を提出させていただいているところでございます。

この法案の中では、まず、再エネの最大限の導

入に向けまして、御指摘のあった、最も重要な我々課題だと思っておりますけれども、地域間を接続する系統につきまして、系統整備に必要な資金調達を円滑にする、円滑化する仕組みの整備、それから、再エネを進めるに当たって、地域の方々への事業内容の事前周知の認定要件化であるとか、まさに地域と共生した再エネ導入のため事業規律の強化、こうしたものを規定をさせていただいております。

また、原子力の活用に向けては、まさに安全神話の陥ったその反省を踏まえた事故防止への最善、最大の努力など利用原則の明確化、また、既存原発の運転期間の定め、円滑な廃炉の実現に向けた制度的対応など、この原子力を進めるに当たって取り組まなきゃならない課題の解決に向けた取組を盛り込んでいくところであります。

この法案の着実な実施を通じて、カーボンニュートラル、脱炭素化の実現とエネルギー、電力の安定供給の両立、確保をしっかりと進めていきたいというふうに考えております。

○石川博崇君 ありがとうございます。

今年三月九日に行われました当委員会での質疑において、私から西村大臣に、第六次エネルギー基本計画について御質問をさせていただきます。

つまり、今回の法律案にも安全確保を大前提とした原子力の活用、この施策が盛り込まれているわけですが、第六次エネルギー基本計画には、可能な限り原発依存度を低減するということが記されております。この第六次エネルギー基本計画の方針というものは全く変わっていないということ、また、その範囲内であるということ、今年三月の委員会でも西村大臣から明言をさせていただきました。

改めて、この法律案につきましても、この第六次エネルギー基本計画の範囲内であるということ、原子力については必要な規模を活用していく一方で、再エネ、再生可能エネルギーの拡大を図る中で、可能な限り原発依存度を低減していくと

いう第六次エネルギー基本計画の方針の範囲内のものであるということを西村大臣に改めて確認をさせていただきたいと思えます。

○国務大臣(西村康稔君) 御指摘のとおり、二一年十月に閣議決定しました第六次エネルギー基本計画におきましては、原子力について、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用していくとする一方、再生可能エネルギーの拡大を図る中で、可能な限り原発依存度を低減するとしております。この方針は、この法律案の基礎となるGX実現に向けた基本方針においても変わることにはございません。そして、この原発依存度低減については、再エネの最大限導入を進める中で、震災前の約三割から原発依存度を低減するという趣旨でございます。

本法案の中では、原発の運転期間など、安全確保を大前提として原子力活用していく方針を示しておりますけれども、再稼働は原子力規制委員会の厳しい審査と地元の御理解を得られたものに限られますので、震災前と比べて原発依存度が増加するということは想定をしております。原発依存度低減という方針と矛盾するものではないと思えます。

いずれにしましても、この本法律案における原子力に関する施策は第六次エネルギー基本計画で示した方針の範囲内ということでございます。

○石川博崇君 それでは、先ほど来申し上げております系統整備について少し踏み込んで質問させていただきます。脱炭素とエネルギー自給率の向上を目指すには、再生可能エネルギーの主力電源化が不可欠でございます。昨年の十二月、公明党から提出させていただいた提言におきましても、この再エネの主力電源化、これによる原発の依存度低減ということを具体的な方策も含めてお示しをさせていただきました。

とりわけ、系統整備に関しましては、各発電地から電力消費地への送電網などを強化していくこと、海底直流送電を含む全国大での送電網の形

成を計画的に進めていくこと、そのための系統整備計画を速やかに策定して実行すること。また、それには莫大な資金が必要となります。この必要となる資金調達を可能とする環境整備を検討すること、こうしたことを求めさせていただいたところでございます。

本年三月、電力広域的運営推進機関、OCC T Oと呼ばれていますけれども、ここにおいて、広域系統長期方針、いわゆるマスタープランが発表されておりまして、このマスタープランに示されておりまして今後の系統整備の計画が、今後、再エネ拡大、導入にどのように資するののかについて御説明をいただきたいと思っております。

○政府参考人(井上博雄君) お答え申し上げます。

委員御指摘ありました昨年十二月の公明党の提言でも明確にお示しただいておりますけれども、再エネの大量導入を進める上では、再エネの導入が多く見込まれる地域から電力の大消費地まで効率的に送電する必要があるというふうな考えでございます。また、安定的に電力を供給する観点からも、こうした地域間の電力融通を円滑化する系統整備を加速することは極めて重要と考えてございまして、委員御指摘のとおり、こうした地域間を結ぶ系統の整備、これまでは結構長い期間を要すると、また、従来のルールにおきましては、再エネ電源からの要請にその都度対応していたということもございまして、十分な整備が進んでいなかったという点がございました。

この点、公明党からの御提言も踏まえまして、より計画的な整備を実現するために、御指摘の本年三月、マスタープランを策定させていただいておりまして、今後、個別の計画を策定する中で、費用便益評価をしっかりと行いつつ、マスタープランに従って計画的な増強を着実に進める、それが御指摘のとおり再エネの最大限の導入、そして電力の安定供給確保につながっていくというふうな考えでございます。また、公明党の御提言にもございました系統整備の資金に関する環境整備につき

ましても、今後の法案の中で盛り込ませていただいているところもございまして、これを用いてしっかりとマスタープランの整備を進めていきたいと思います。かように考えてございます。

○石川博崇君 今回のGXの基本方針では、この系統につきまして、今後十年間で過去十年間と比べて八倍以上の規模で整備を加速すべく取り組み、北海道からの海底直流送電については二〇三〇年度を目指して整備を進めると、思い切った、かなり思い切った政府の積極的な姿勢を示していただいたこと、高く評価を申し上げたいと思っております。

この系統整備の問題が再エネ導入のボトルネックとなつてくることはもう御承知のとおりでございます。従来は取組のままで全くなかなか進んでいない状況でございます。今後十年間で八倍以上の規模の系統整備をどのように進めていくのか、御説明をいただきたいと思っております。また、北海道からの海底直流送電についてはよく議論されますし、また新聞報道でもありますけれども、この北本以外の系統についても、マスタープランの具体化を一体どのように進めていくのか、またどこが課題かについても御説明をいただければと思っております。

○政府参考人(松山泰浩君) お答え申し上げます。

再生可能エネルギーの大量導入と電力供給の安定性強化という観点から考えますと、系統の整備を加速化することは大変重要な課題だと考えてございます。

先ほども御答弁申し上げましたが、本年三月に二〇五〇年カーボンニュートラルも見据えた将来的な系統の絵姿を示すマスタープランを策定したところでございますが、まさにこれからこれを踏まえて全国大で送電線、送電網の整備を着実に進めていく必要がある、これをしっかりと政策としても取り組んでいきたいというふうな考えでございます。

その中で、委員からもまさに今御指摘ございましたように、一つには資金の調達というのが一

つの大きな課題となつてまいるところでございます。これが一番大きく直面しますのは、この規模が大きくなればなるほど、それが、課題は大きくなるものがございますので、北海道と本州を結ぶ海底直流送電の検討を今進めておるところでございますが、これを進めていく段階では、初期の段階で相当の資金量の確保が必要になってくるわけでございますので、これに対する手だてということが重要になる、これに対して取り組んでいかなければならないと考えているところでございます。

今般、法案を提出し、まさに本日から御審議頂戴しておりますGX脱炭素電源法案の中では、まさにこの海底直流送電のような特に重要な送電線につきましては、着工段階からの再エネ賦課金の交付でございますとか、電力広域機関による貸付制度の導入ということを講じまして、必要な資金調達を円滑化するための措置を盛り込んでいくところでございます。

また、これに加えまして、民間資金の活用も重要でございますので、こちらの方は、今国会で既に御審議頂戴しておりますGX推進法案の中に盛り込んでおりました金融支援のための措置、この活用も視野に入れて検討を深めていきたいと思います。

あと、これと併せてお尋ねございました北海道と本州を結ぶ直流送電以外の系統の整備も、これも併せて進めていく必要があるかと考えております。

例えばで申し上げますと、九州と本州をつなぐ関門連系線の強化ですとか、関西―中部―北陸間の連系運用体制の強化を図るための整備、こういったことに対する対策も、これ一つには資金調達というのがもちろんあるわけでございますが、これに加えまして、非常に大きな作業を同時並行で進めていくことになってまいりますので、作業を行っていただく施工者の方々の確保、そのための体制整備ということも重要になってまいります。民間の事業者の方々にお任せするだけでは

く、国もしっかりと一緒になりまして体制の整備、環境の整備に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○石川博崇君 官民挙げて系統整備、しっかりと進めていきたいと思います。

今御答弁にもございましたけれども、資金調達に関する制度が今回の法律案の中に様々盛り込まれております。特に、特に重要な送電網の整備計画について経済産業大臣が認定した上で着工段階から特定系統交付金を交付する、また、この送電網の整備に向けてOCC T Oから貸付けを受けることができるというふうなされているわけでございます。

広域的な送電網の整備は、電力の安定供給、また再エネ導入に向けた基盤として重要なことは言うまでもございませぬけれども、特に重要な送電網ということが認定の要件になっておりますが、この特に重要というものをどのように認定するのか、また具体的にどのような基準で判断するおつもりなのか、確認をさせていただきたいと思っております。

○政府参考人(松山泰浩君) お答え申し上げます。

まず、系統増強を実施する事業者は、広域系統整備計画に基づきまして、系統増強を行うための整備等計画を作成して経済産業大臣に届出を行うと、こういう仕組みに現行なっておりますけれども、今回ここで御審議をいただいておりますがこの法案の中では、第二十八条の四十九といたしまして、経済産業省令で定める規模以上の系統、そういう大規模な系統の整備、更新につきましては、経済産業大臣の認定を受け、系統交付金の工事着工段階からの交付等の措置を受けられるようにするというものとしておるところでございます。また、その要件といたしまして、同条第三項におきまして、広域的運営による電気の安定供給の確保を図るため特に重要なものについて対象とするというふうな定めているところでございます。

具体的要件、基準は法案が成立した時点にはということですが、その後速やかに定めていくことになるわけですが、まずは、特に巨額な資金が必要となる北海道と本州を結ぶ長距離の海底直流送電線、この計画については対象となるだろうと、候補として考えていく必要があるかと考えてございます。

これに加えまして、先ほど申し上げたように、マスタープランに定めた多々、たくさん計画があるわけですが、どういったものについてこういった支援の対象とする必要があるかどうか、これは、これから工事計画、規模の増強計画、あつ、系統の増強計画の策定、進捗がこれ進んでいくわけになるわけですが、事業者からもよく状況をお聞きしながら、必要な環境整備について検討を深めていきたいというふうに考えてございます。

○石川博崇君 系統整備には莫大な資金が必要でございます。新たなマスタープランでは総額費用は六兆円から七兆円とも試算をされております。これをどのように賄っていくのか、極めて大きな課題でございます。今回の法案で様々な施策が盛り込まれております。既に既存の制度として、二〇二〇年の電気事業法改正によって系統設置交付金というものが整備されておりますけれども、この活用状況、また今後の活用の見込みについて御説明いただけますでしょうか。

○政府参考人(井上博雄君) お答え申し上げます。委員御指摘の法改正によりまして二〇二二年四月からエネルギー供給強化法施行されておりますが、これによりまして、再エネ賦課金あるいは全国の託送料金を地域と地域を結ぶ連系線の整備における費用の回収に充てることが可能となっております。

本制度の創設以降、北海道―本州間連系設備と東北―東京間連系線の費用回収に系統設置交付金を活用する方針となっております。ただ、これらの対象系統は現在整備計画が進行中でございます。

して、いまだ交付金は交付されておりません。二〇二〇年代後半の運用開始以降に系統設置交付金の交付が開始される見込みでございます。現時点におきまして、工事費を対象に試算をいたしますと、大体約八百二十億円が約三十年の減価償却期間にわたり分割交付されるという形になるのかなと。ただ、まだ額の増減があるかと考えてございます。

今後、これらの系統に加えまして、北海道―本州間の海底直流送電のようなマスタープランに記載された地域間連系線等におきましても系統設置交付金が活用されることとなる見込みでございます。いずれの場合も、系統設置交付金を実際に幾ら交付するかにつきましては、今後、個別の計画を策定する中で費用便益評価をしっかりと行い、整備時期であるとか工事費概算など、具体的な検討をしっかりと適切に行ってまいりたいというふうに考えてございます。

○石川博崇君 今御説明をいただきました二〇二〇年に法改正で整備しました系統設置交付金、制度としてはありますし、また北本始め二つの事業が交付対象となっておりますけれども、その実際の交付は運転開始後からになりまして、予定されているのは二〇二〇年代後半からということ、まだ具体的な額についても概算しかないという状況でございます。

そこで、今回の法改正、今回の法律案におきましては、運転開始前から、つまり工事中段階から資金交付を認める新たな特定系統設置交付金を整備するものとなっております。系統整備に当たってインシヤルコスト、これを資金調達を支援する仕組みが整備されることは大変に有意義なものであるというふうに考えております。

経産省の審議会等で検討された段階では、この新たな特定系統設置交付金の金額については事業費の利息分と想定されておりましたけれども、実際にどの程度の額になる見込みか、御説明をいただければと思います。

○政府参考人(井上博雄君) お答え申し上げます。特定系統設置交付金でございますけれども、委員おっしゃってられるとおり、そうした趣旨で創設したいと考えておりまして、今後個別の計画を策定する中で、費用便益評価も行いながら整備時期、工事費概算などを具体化していく中で交付額も確定していきたいというふうに考えてございます。

ちなみに、この系統設置、特定系統設置交付金でございますが、再エネ交付金を用いた系統交付金の交付期間を委員御指摘のとおり着工段階まで拡大するというものでございまして、負担時期のこれ変更でございます。そういった意味では、全体の負担額が増えるものではございません。ただ、初期段階に手厚く支援できるという意味でプロジェクトが前に進みやすくなりますし、また資金調達コストがこれ利息分を先に支援してあげることで全体的には削減されるという効果が見込めております。こうした意味で将来的な国民負担の一定程度の低減にも資するものというふうに考えて制度設計されております。

その上でございまして、一定の仮定を置きまして、例えば一兆円規模の整備計画を実施する場合というケースについて考えますと、着工段階から工事終了までの期間、この期間に、おっしゃるように利息相当ということを考えてまいりますと、総額数百億円程度といったようなものを特定系統設置交付金として交付することが考えられるというふうに考えてございます。

○石川博崇君 ありがとうございます。新たに整備されるこの特定系統設置交付金、数百億というオーダー示していただきました。もう一つ、今回の資金調達で整備される新たな制度といたしまして、推進機関、OCCTOから貸付けを受けることが可能となります。推進機関による貸付けとは具体的にどのような規模を想定しているのか、また、これは他の金融機関との貸付けの両立、並立も可能なのか、御説明をいただ

けますでしょうか。○政府参考人(松山泰浩君) お答え申し上げます。まず、一般的なお話から申し上げますと、電力系統の整備という事業は、事業者が事業計画を策定して、その事業、要は送電線の整備事業というものに必要な資金調達、その資金の用立てというものは、一般の事業と同様にまずはその事業者が行うわけでございます。ですので、この認定された計画の系統整備につきましても、電力広域機関からの貸付けという制度を今回創設したいと考えておりますけれども、当然のことながら、金融機関等からの貸付けを受けるということも想定しているところでございます。

その上で、その電力広域機関からの貸付けというものは、こうした事業者による系統整備増強計画を策定して実施していただくというために資金的な意味での後押しをする、まあ一種の呼び水のようない位置付けで実施するものでございまして、その額につきましても、貸付けの対象となる整備計画に要する費用の規模の全体感ですとか、金融機関等からの資金調達の状況がどういう状況にあり得るか、そこをサポートするためにどれほどの追加的な資金調達ということを後押ししてさしあげる必要があるかどうかということ踏まえた上で検討することとなるというふうに考えてございます。

○石川博崇君 ありがとうございます。今御説明いただきましたこのOCCTO、推進機関による貸付けですけれども、その原資はいわゆる値差収益によって賄われることが想定、検討されていると承知しております。値差収益といいますが、系統が十分に整っていない中で各方面によって値段の差が生じている、この値差によって生じる収益、この市場分断が生じた場合に生じるこの値差がエリア間で発生した場合に日本卸電力取引所、JEPXの収入となっているものを活用するというものでございます。

他方で、この今回の系統整備を力強く進めてい

く中で、地域間の連系線あるいは系統整備が進んでいけば、この値差というのは解消されていくことが期待されているわけでございます。値差収益が縮小していくと考えると、この貸付けの原資も縮小していくことになりまして、そういった考えでいいのか、確認をさせていただきたいと思っております。

○政府参考人(松山泰浩君) お答え申し上げます。御指摘のとおり、今回創設したいと考えておりますが、その原資につきましてはいわゆる値差収益、もうちょっと申し上げますと、連系線の混雑によりまして市場が分断が生じた結果生じるエリア間の市場価格差を埋めるための調整取引による収益でございます。これが今、広域機関の方に納付いただいているわけでございます。二〇二一年度で約四百七十七億円、二〇二二年度で約八百十三億円納付いただいているわけでございます。これを活用して系統の整備を促進していくということもでございます。既に存在する制度で、この値差収益を原資とする系統増強費用に関する交付金というものがあられるわけでございまして、ながらやっております。

他方で、今委員から御指摘いただきましたように、これは、地域間連系線の整備に伴ってエリア間の市場分断の解消が進んでいきますと、ただんだんだんこれは縮小していくことは想定されることは一般的には考えられるものでございまして。逆に考えますと、そういう分断が生じているような、連系線の整備が必要な状況、まさに今の状況におきましては、早期の段階で必要となる工事費等に活用していくことになるわけでございます。逆を言いますと、連系の整備が進んでまいりますれば、その原資となるべきこの値差収益というものはだんだんだん縮小していくということになっていくかと思っております。

ただ、この広域機関による貸付制度ということ、幾つかあるツールの一つでございます。先ほど

ど申し上げた系統交付金の制度を含めまして、様々な形で資金手当てができるような環境整備に努めてまいりたいと考えてございます。

○石川博崇君 この事業資金の貸付けでございますけれども、OCCOによる初めて行う事業でございます。政府の審議会では、これまでの業務とは全く質が異なるという指摘もございまして、これを実施する場合には、業務実施体制の整備、融資条件の設定、貸付金の回収の仕組み、こういった基本的事項について審議を行い、機能する仕組みを構築することが不可欠であるという指摘がなされておりました。

こうした指摘事項を踏まえてどのような体制、制度を整備することを想定しているのか、御説明いただけますでしょうか。

○政府参考人(松山泰浩君) お答え申し上げます。委員御指摘のとおり、この法案を検討するに当たりまして、資源エネルギー庁の審議会と御審議、有識者の方々にいただいていたわけでございますけれども、その中でも、その広域機関がこれまで行っておりまして、FIT、FIPに関する業務、これも一定の金融関連業務であるわけでございますので、必要な資金管理等にたけた人材というものは現在もいらっしゃるわけでございますけれども、今回、この法案ができれば、その際に追加される業務に就きますと、融資業務に近い、融資判断のノウハウが必要になってくるわけでございます。融資会計等に関する専門の知見に対する業務執行ができる体制をつくる必要があるというふうにも私どもも認識しているところでございます。

この法案ができた末のことでございますけれども、具体的な業務設計をする中で、現行の組織体制、知見は、これは最大限生かした上でございますけれども、しっかりとした執行ができるような、貸付業務を実施している他法人も参考として、必要な実施体制や仕組みを構築していきたい、そういうふうにも考えてございます。

以上、系統整備について様々な質問をさせていただきました。しっかりと進めていただきたいということを御要望させていただきました。引き続き、原子力発電の利用についても質問させていただきます。

○石川博崇君 以上、系統整備について様々な質問をさせていただきました。しっかりと進めていただきたいということを御要望させていただきました。引き続き、原子力発電の利用についても質問させていただきます。

今回の法案では、原子力利用の基本方針として、これまで安全神話に陥って福島第一原発発電事故を防止できなかったことを真摯に反省した上で、事故の防止に最善かつ最大の努力をしていくこと、これを基本方針として明記をいたしました。これは極めて重要だと思っております。

その上で大切なことは、この原子力基本法に新たに規定する基本方針を具体的な行動に表していく、起こしていくことが何よりも重要ではないかというふうにも思っています。今もお多くの被災者が避難生活を送っている現実を踏まえて、福島第一原発の廃炉、処理水対策、風評対策、福島復興の加速、電気事業者の組織運営の改革、見直し、防災対策、テロ対策等を含む安全確保策等を着実に具体策として進めていくことが重要でございます。

これらに取り組む西村大臣の御決意を伺いたいと思っております。

○国務大臣(西村康稔君) 御指摘のように、まず何よりも東京電力福島第一原発の事故への真摯な反省、これは決して忘れてはならないことであると思いますし、私どもの政策の原点であります。だからこそ、福島復興、そしてこの東京電力福島第一原発の廃炉・汚染水・処理水対策、国にとりましても、また経産省にとりましても最重要課題というふうにも認識をしております。将来的に、帰還困難区域全域の避難指示を解除し、廃炉、復興、そして再生に責任を持って取り組むという決意には揺るぎがないものがございます。

同時に、エネルギー政策の観点からは、将来にわたってやはり安定供給を確保していく、この責任を果たしていくことも極めて重要な課題であります。そうした中で、原子力は再エネとともに安

定供給を確保しながら脱炭素社会を実現していく上で重要なエネルギー源というふうにも位置付けております。その活用を進めていく方針であります。

そして、その原子力政策を進めていくに当たっては、御指摘のように、安全神話に二度と陥らないとの教訓を肝に銘じなければならぬわけでありまして、震災以降、こうした考え方の下、エネルギー政策、利用の側と規制の分離が行われたわけでありまして、もう御案内のとおり、具体的には、原子力規制委員会の設置、そして世界で最も厳しい水準の新規制基準の策定といった措置を講じてきているものでございます。

そして、今回の法案におきましても、この反省を踏まえて、憲政史上初めてこの安全神話という文言を法文に入れまして、安全神話に陥り、事故を防止することができなかったことを真摯に反省という表現を盛り込んでいくわけでありまして、事故の防止に最善かつ最大の努力をしていく方針を原子力基本法に明記をしております。国は、原子力基本法に明記をしております。国は、原子力基本法に明記をしております。国は、原子力基本法に明記をしております。国は、原子力基本法に明記をしております。

また、原子力基本法におきましては、まさに御指摘のありました、事業者の責務として、核物質防護対策の不断の見直し、そして施設の安全性向上を図るための態勢の充実強化、立地自治体等との連携した防災態勢の充実強化などを明記しているところであります。こうした規定を踏まえて、事業者が組織マネジメントの改善、高度化などの取組を不断に行っていくよう、しっかりと指導もしていきたいというふうにも考えております。

○石川博崇君 今回の法改正によりまして、原発の運転期間の見直しが行われることとなります。政府の検討段階におきましては幾つかのオプションがございます。その中には運転期間に上限を設けないという案もあったというふうにも伺っております。公明党から強い主張をさせていただきまして、この運転期間につきましては、あくまで

も現行の四十年プラス二十年、この枠組みを維持するということとなっております。

一方で、他律的な、事業者からして他律的な要素によって停止していた期間に限ってこの運転期間に加えるという内容になっております。この延長可能な、他律的なと言われておりますけれども、限定的な、列挙されている要素による運転期間については、具体的にどのように判断していくことになるのか。特に、書かれております、関連法令の制定、変更への対応、行政処分、行政指導、裁判所による仮処分命令その他事業者が予見し難い事由、こうしたことが列挙されておりますが、こうした中に、電気事業者の不作為とかあるいは瑕疵によって運転停止されていた期間というのは当然延長の対象にはならないというふうに考えておりますけれども、この辺をどういうふうに判断していくのか、御説明をいただければと思います。

また、あわせて、これは発電事業者だけではなく立地住民の皆様にとっても重要な判断材料でございます。ある程度予見可能性を確保していくことも重要でございますし、また地域住民の方々への丁寧な説明ということも求められると思っておりますけれども、政府として、どのように対応するか、御説明をいただければと思います。

○政府参考人(松山泰浩君) お答え申し上げます。

今回の法案に盛り込んでおります原子力発電所の運転期間に関する改正の措置でございますが、これは令和二年七月の原子力規制委員会の見解を踏まえまして、現行の原子炉等規制法における運転期間に係る規定と規制という観点から改めて峻別いたしました。電気事業法と原子炉等規制法の二つに整理した形で提案、立案し、提案しているところでございます。

これはもうあくまでも原子炉等規制法による新規基準の適合性審査の認可を得るということが大前提の上でございますが、その認可を受けた発電所をどれだけの期間、運転期間として使つて

よいものかどうかという利用側の政策として電気事業法の中に規定を設けているところでございます。

その中では、様々議論あったわけでございますけれども、立地地域等の声、また震災後に導入された現行制度との連続性を勘案いたしまして、今般の運転期間に関する措置は、実質的な運転期間の六十年という上限は維持しつつ、先ほど委員からも御指摘ございました関連法令の制定、変更への対応、行政処分、行政指導、裁判所による仮処分その他事業者が予見し難い事由と、法案の中で限定列挙いたしました、事業者から見ると他律的な要素によって停止してきた期間に限っては六十年の運転期間のカウントから除外することを認めるという趣旨の改正内容でございます。

その際、今お尋ねございました具体的な期間についての判断でございますが、事業者からの申請を受けて個別には判断していくこととなりますので、現時点で判断を持つてお答えすることは難しいわけではございますが、例えば、今お尋ねございました事業者の行為による不利益処分や行政指導が行われているなど、事業者自らの行為の結果として停止期間が生じたことが客観的に明らかで、こういった場合には当該期間がカウント除外の対象には含まないことが適切であるというふうに考えてございます。

今後、御指摘いただいたように、法律の施行に向けては行政手続法に基づく審査基準の策定を進めていくことになるわけでございますが、その際に有識者の議論やパブリックコメント等を通じて広く御意見を伺ってまいりたいと考えてございまして、また、その過程では立地自治体など関係者の皆様方に丁寧な説明を行ってまいりたいと考えてございます。

○石川博崇君 今御説明にもありましたけれども、原子力規制委員会の方でいわゆる令和二年見解というものが示されました。つまり、原子炉施設をどのよう期間利用するかについては、利用の在り方に関する政策判断にほかならず、原子力

規制委員会が意見を述べることでないと、事柄ではないというふうに見解が示されたわけでございます。

世界で最も厳しい基準とされる新規規制基準が適用されて、厳格な審査、検査が行われて、その認可を得た上で原子力発電所が稼働している我が国の状況でございます。

そういった中で、利用期間をどのようにするかはどこまでも政策判断だと言われたこの規制委員会の表明、見解というのは、つまり、利用期間がどれほどであろうとも、例えばどれだけ短くとも安全でなければ運転は認めないわけでございまして、また、逆に言いますと、どれだけ長くとも高経年化については徹底して審査を行える、それだけの体制、また技術、能力というものが規制委員会にあるということを表明されたということの裏返しではないかというふうにも思っております。

山中委員長、今日お越しいただいておりますけれども、山中委員長、委員長になられる前の令和二年七月の原子力規制委員会の会議においてこのことを御自身、発言されておられますけれども、こうした発言をするに至った経緯について御説明をいただけますでしょうか。

○政府特別補佐人(山中伸介君) お答えいたします。

平成二十九年より、事業者から、安全規制の枠組みの中で四十年、二十年という運転期間から運転停止期間を除外してほしいとの要望が度々なされておりました。これらの要望が踏まえまして、令和元年、規制委員会が了承した方針の下に、規制庁とATENAとの間で技術的な意見交換を行いました。

その結果、御指摘の令和二年七月二十二日の原子力規制委員会、規制庁から、原子炉施設の経年劣化の程度が使用履歴や保守管理の状況など個々に異なるため、科学的、技術的に一定の期間を除外することは困難であるとの共通理解を得るに至ったと報告を受けました。

この報告に加えまして、運転期間に係る定

めにつきましては、歴代の委員長においても規制委員会としての意見を述べるべきものではないとの旨の国会答弁をされていることもあり、御指摘のような発言を私が出したところでございます。

○石川博崇君 ありがとうございます。

先ほど申し上げましたけれども、重要になるのは、この高経年化した原発に対する規制がいかに厳格に行われているのかということについての国民の信頼を勝ち得ていくことが何よりも重要ではないかと思っております。

今回の法律案におきまして、この審査体制についても見直しがなされます。つまり、現行の運転期間延長認可制度、四十年たった原子炉に対して二十年、最大二十年の延長を認める制度と、それから、これまで省令で、省令、規則に基づいて行われてまいりました高経年化技術評価制度、この二つの制度を統合して長期施設管理計画認可制度を法律上に位置付けることとなります。これまでも、三十年以降であれば、この高経年化については省令、規則に基づいて十年ごとに技術評価を行ってきたものを、今回これを法律事項として位置付けて、しかも規制委員会による認可事項とするということでございます。

国民の皆様の中には、今回の法改正が規制緩和であるといったような評価をされる方もいますが、このことをしっかりと認識をいたしますれば、原子力規制委員会による高経年化した審査、また検査については規制の厳格化が行われているものと認識をしております。

この法改正による新制度の創設、これが安全性にどのように確保していくのか、規制委員会委員長の見識をお伺いしたいと思います。

○政府特別補佐人(山中伸介君) お答えいたします。

今回の新制度案は、現行の運転期間延長認可制度と高経年化技術評価制度の二つの仕組みを統合し、強化するものでございます。

これまで運転延長認可制度において運転開始後四十年目に一回に限り行ってきた原子力発電所の

基準適合性審査を、新制度では、運転開始後三十年を超えて運転しようとするとき、またその十年を超えない期間ごとに行うなど、現行の制度に比べてより高い頻度で厳格に審査を行うことになり  
ます。

また、新たな認可対象として策定を義務付ける長期施設管理計画には、これまで高経年化技術評価制度において認可する保安規定の中で定めておりました長期の施設管理方針の内容に加えまして、施設の劣化状況や劣化予測に関する詳細な記載を求めることで、より厳格な審査を行うことになると考えています。

さらに、計画に詳細な記載を求めることを通じて、最新の知見により劣化評価の方法等に変更が必要になる場合には、劣化評価のやり直しや計画の変更など、より柔軟にかつ機動的に求めることにより最新の知見を反映し、安全性をより向上しやすい仕組みとなっております。

○石川博崇君 今御説明をいただきました高経年化した原子炉に対する審査、そしてまた検査、これを三十年以降、毎年、十年ごとに行い、認可を判断をしていくということになります。そこで重要となってくるのは、経年劣化の状況を原子力規制委員会としてどのように審査をし、また判断をしていくかということではないかと思えます。

停止していた期間については、放射線が照射される環境にない中で中性子脆化といった現象は劣化の要因にはなりませんけれども、コンクリートなどの劣化はあるわけでございます。こうした放射線の影響によらない経年劣化部分についてどのように安全確保をしていくのか。

そしてまた、仮に運転延長が認可、利用政策の観点から運転延長が認可されたとしても、この放射線によらない経年劣化部分も含めて、規制委員会が審査を行って安全性が証明できなければ認可された運転期間終了を待たずに停止するというところになるというふうに認識しておりますけれども、そのことについても確認をさせていただきたいと思えます。

○政府特別補佐人(山中伸介君) 先ほど御説明させていただきましたきました新制度案では、御指摘いただきましたような放射線の影響によらない経年劣化が進展するものも含めて、事業者に対して、劣化予測等に関する詳細な記載を含めた計画の策定、その計画に基づく必要な措置の実施を求めることとしております。規制委員会は、その計画が基準に適合しているかどうかを厳正に審査するとともに、認可後の事業者による措置の実施状況についても原子力規制検査を通じて監視、評価をする対象を追加することとしております。

このような審査、検査の実施によって基準への適合性が確認できない原子炉については、たとえ経済産業大臣が認可した運転期間内にあってもその運転は認められない厳格な制度になっていると考えております。

○石川博崇君 時間が来てしまいましたのでこれで終わりますけれども、原子力規制委員会が行う審査、これがいかに厳格に行われているかということについて、国民の信頼、また理解を得ていくということが何よりも重要でございます。制度の分かりやすい説明、また資料もいろいろ用意されておりまして、分かりにくいという指摘もございまして。こうしたことへの改善、さらにはQ&A、用語解説、こうしたことの充実、またホームページの充実、こうしたこともしっかりと行っていたことを御要望申し上げて、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。  
○委員長(吉川沙織君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。  
午前十一時五十五分散会

五月十日日本委員会に左の案件が付託された。

一、脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案

### 脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律(電気事業法の一部改正)

第一条 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条の二十九」を「第二十七条の六」に、「第二十八条の四十八」を「第二十八条の五十」に、「第二十八条の四十九―第二十八条の五十六」を「第二十八条の五十一―第二十八条の五十八」に、「第二十八条の五十七」を「第二十八条の五十九」に、「第二十八条の五十八」を「第二十八条の六十」に改める。

第二十七条の二十九中「第二項」の下に「の規定は第二十七条の二十九の三第一項に規定する認可原子力発電事業者以外の発電事業者に」を加え、「並びに」を「及び」に、「は、発電事業者に」を「は発電事業者に、それぞれ」に改め、第三章第五節に次の五条を加える。

(原子力発電工作物である発電用原子炉の運転期間)

第二十七条の二十九の二 原子力発電事業者(原子力を原動力とする発電用の電気工作物(以下「原子力発電工作物」という。)をその発電事業の用に供する発電事業者をいう。以下同じ。)が、その発電事

業の用に供するため、発電用原子炉（原子力発電事業者が維持し、及び運用する原子力発電工作物である核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。第四項、第五十四条及び第百二十二条の三において「原子炉等規制法」という。）第二条第五項に規定する発電用原子炉をいう。以下この節において同じ。）を運転することができる期間（以下「運転期間」という。）は、当該発電用原子炉について最初に第四十九条第一項の検査に合格した日から起算して四十年とする。

2 原子力発電事業者は、その発電事業の用に供するため、前項の四十年を超えて発電用原子炉を運転しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣の認可を受けて、運転期間を延長することができる。

3 前項の認可を受けようとする原子力発電事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書に経済産業省令で定める書類を添付して、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 運転期間を延長しようとする発電用原子炉を設置する営業所の名称及び所在地

三 延長しようとする運転期間（二十年を超える場合にあつては、申請に係る発電用原子炉（次項において「申請発電用原子炉」という。）の運転を停止した期間（同項第五号イからホまでに掲げる期間に該当するものに限る。）及びその理由を含む。）

四 その他経済産業省令で定める事項

4 経済産業大臣は、第二項の認可の申請があつた場合において、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときに限り、同項の認可をすることができる。

一 申請発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。

二 その原子力発電事業者が原子炉等規制法第四十三条の三の五第一項の許可の取消しを受けていないこと、申請発電用原子炉について原子炉等規制法第四十三条の三の第二項の規定による運転の停止の命令を受けていないこと並びに申請発電用原子炉に係る原子炉等規制法第四十三条の三の三十二第一項及び第三項の認可の申請並びに同条第四項の認可の申請（同条第九項の規定による命令を受け行うものに限る。）に対し不認可の処分がなされていないこと。

三 延長しようとする運転期間において申請発電用原子炉を運転することが、我が国において、脱炭素社会（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第一条の二に規定する脱炭素

社会をいう。）の実現に向けた発電事業における非化石エネルギー源（エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）第二条第二項に規定する非化石エネルギー源をいう。）の利用の促進を図りつつ、電気の安定供給を確保することに資すると認められること。

四 その原子力発電事業者が、申請発電用原子炉に係る発電事業に関する法令の規定を遵守して当該発電事業に係る業務を実施するための態勢を整備していることその他当該発電事業を遂行する態勢の見直し及び改善に継続的に取り組むことが見込まれること。

五 延長しようとする運転期間が二十年を超える場合にあつては、その二十年を超える期間が次に掲げる期間（平成二十三年三月十一日以降の期間に限る。）を合算した期間以下であること。

イ 申請発電用原子炉に係る発電事業に関する法令若しくは行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第八号ロの審査基準若しくは同号ハの処分基準の制定若しくは改正又は当該法令の解釈若しくは運用の基準の変更に対応するため、その原子力発電事業者が申請発電用原子炉の運転を停止した期間と認められる期間

ロ 前条において準用する第二十七条第一項若しくは第四十条の規定による処分、原子炉等規制法第四十三条の三の二十、第四十三条の三の二十三若しくは第六十四条第三項の規定による処分又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百二十二号）第百六条（同法第百八十三条において準用する場合を含む。）の規定による処分（これらの処分をした行政官庁若しくは審査請求に対する裁決によつて取り消されたもの、これらの処分の取消し若しくはこれらの処分の無効若しくは不存在の確認の判決が確定したもの又は審査請求に対する裁決によつてこれらの処分の内容が変更されたものに限る。）による義務を履行するため申請発電用原子炉の運転を停止した原子力発電事業者にあつては、その停止した期間のうち、当該処分による義務を履行するため申請発電用原子炉の運転を停止する必要がなかつたと認められる期間

ハ 行政指導に従つて申請発電用原子炉の運転を停止した原子力発電事業者にあつては、当該行政指導に従つて申請発電用原子炉の運転を停止した期間と認められる期間

二 仮処分命令（債権者がその申立てを取り下げたもの又は民事保全法（平成元年法律第九十一号）の規定による保全異議の申立てについての決定若しくは同法の規定による保全抗告についての決定

(以下この二において「保全異議の申立て等についての決定」という。)若しくは同法の規定による保全取消しの申立てについての決定によつて取り消されたもの若しくは保全異議の申立て等についての決定によつて変更されたものであつて、その保全異議の申立て等についての決定若しくは保全取消しの申立てについての決定に対して抗告をすることができないものに限り、)を受けて申請発電用原子炉の運転を停止した原子力発電事業者にあつては、その停止した期間のうち、当該仮処分命令による義務を履行するため申請発電用原子炉の運転を停止する必要がなかつたと認められる期間

ホ ロに規定する処分以外の他の法律の規定に基づく申請発電用原子炉に関する処分であつてその取消しの判決が確定したものの其他原子力発電事業者が申請発電用原子炉に係る発電事業の遂行上予見し難い事由として経済産業省令で定めるものに対応するため、その原子力発電事業者が申請発電用原子炉の運転を停止した期間と認められる期間

5 経済産業大臣は、第二項の認可をしようとする場合には、あらかじめ、前項第一号に掲げる基準の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならない。

6 経済産業大臣は、第二項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会及び当該認可を受けた原子力発電事業者が原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律(平成十七年法律第四十八号)第十二条第一項の規定により届け出た使用済燃料再処理・廃炉推進機構(同法第十三条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後の使用済燃料再処理・廃炉推進機構)に通知するものとする。

7 第二項から前項までの規定は、第二項(この項において準用する場合を含む。)の認可を受けた原子力発電事業者が、その発電事業の用に供するため、当該認可により延長された運転期間を超えて当該認可に係る発電用原子炉を運転しようとする場合に準用する。この場合において、第二項中「前項の四十年」とあるのは「その認可により延長された運転期間」と、第三項第三号中「二十年を超える場合にあつては、申請」とあるのは「申請」と、第四項第五号中「二十年を超える場合にあつては、その二十年を超える期間が次に」とあるのは「次に」と、「期間に限り」とあるのは「期間に限り、過去になされた第二項(第七項において準用する場合を含む。)の認可により延長された運転期間に算入された期間を除く」と読み替えるものとする。

8 第二項から前項までに定めるもののほか、認可に関する申請の手續に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

(事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割等)

第二十七条の二十九の三 前条第二項(同条第七項において準用する場合を含む。)の認可を受けた原子力発電事業者(以下「認可原子力発電事業者」という。)が営む発電事業(次項及び第四項において「認可発電事業」という。)の全部の譲渡し及び譲受けは、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 認可原子力発電事業者である法人の合併及び分割(認可発電事業の全部を承継させるものに限る。第四項において同じ。)は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 前条第四項(第三号及び第五号を除く。)、第五項及び第八項の規定は、前二項の認可に準用する。

4 認可発電事業の全部の譲渡しがあり、又は認可原子力発電事業者について相続、合併若しくは分割があつたときは、認可発電事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該認可発電事業の全部を承継した法人は、認可原子力発電事業者の地位を承継する。

5 前項の規定により認可原子力発電事業者の地位を承継した相続人は、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(認可の取消し)

第二十七条の二十九の四 経済産業大臣は、認可原子力発電事業者が次の各号のいずれかに該当するとき、第二十七条の二十九の二第二項(同条第七項において準用する場合を含む。)の認可を取り消すことができる。

一 第二十七条の二十九の二第四項第一号、第二号又は第四号(これらの規定を同条第七項において準用する場合を含む。)に掲げる基準に適合しなくなつたとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認めるとき。

2 第二十七条の二十九の二第六項の規定は、前項の場合に準用する。

(運転停止命令)

第二十七条の二十九の五 経済産業大臣は、原子力発電事業者が第二十七条の二十九の二第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）の認可を受けずに同条第一項の四十年を超えて発電用原子炉を運転したとき、又は当該認可により延長された運転期間を超えて当該認可に係る発電用原子炉を運転したときは、当該原子力発電事業者に対し、当該発電用原子炉の運転を停止すべきことを命ずることができる。

（資料の提供等の要求）

第二十七条の二十九の六 経済産業大臣は、第二十七条の二十九の二第四項（同条第七項及び第二十七条の二十九の三第三項において準用する場合を含む。）及び第二十七条の二十九の四第一項の規定の運用に関し、必要があると認めるときは、関係行政機関又は地方公共団体の長に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

第二十八条の四十第一項第五号の三中「前号」を「前二号」に、「第二十八条の五十二第一号」を「第二十八条の五十四第一号」に、「広域系統整備交付金交付業務」を「広域系統整備交付金交付等業務」に改め、同号を同項第五号の四とし、同項第五号の二の次に次の一号を加える。

五の三 第九十七条第一項の卸電力取引所から第九十九条の八の規定による納付を受け、第二十八条の五十第一項に規定する認定整備等事業者に対し、同条第二項に規定する認定整備等計画に基づく電気工作物の整備又は更新に必要な資金を貸し付けること。

第二十八条の四十第一項第八号の二中「第二十八条第二項」の下に「（再生可能エネルギー電気特措法第二十八条の二第二項において準用する場合を含む。）を、「の交付」の下に「（再生可能エネルギー電気特措法第十五条の十一第二項及び第二十九条の二第二項の規定による徴収）を加え、同項第八号の三中「第十五条の十三」を「第十五条の十九」に、「よる」を「よる交付金相当額積立金及び」に改める。

第二十八条の四十八第一項中「広域系統整備交付金交付業務」を「広域系統整備交付金交付等業務」に改め、「この条及び第二十九条第二項において」を削る。

第二章第七節第九目中第二十八条の五十八を第二十八条の六十とし、同条第八目中第二十八条の五十七を第二十八条の五十九とし、同条第七目中第二十八条の五十六を第二十八条の五十八とし、第二十八条の五十三から第二十八条の五十五までを二条ずつ繰り下げる。

第二十八条の五十二第一号中「広域系統整備交付金交付業務」を「広域系統整備交付金交付等業務」に

改め、同条を第二十八条の五十四とし、第二十八条の五十一を第二十八条の五十三とし、第二十八条の五十を第二十八条の五十二とし、第二十八条の四十九を第二十八条の五十一とし、第二章第七節第三款第六目に次の二条を加える。

（整備等計画の認定）

第二十八条の四十九 広域系統整備計画（前条第三項又は第五項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）に定められた電気工作物であつて経済産業省令で定める規模以上のものの整備又は更新を実施しようとする一般送配電事業者又は送電事業者は、単独で又は共同して、その整備又は更新に関する計画（以下「整備等計画」という。）を作成し、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 整備等計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 整備又は更新を実施しようとする電気工作物の設置の場所、その規模その他当該電気工作物に関する事項

二 電気工作物の整備又は更新の実施期間

三 電気工作物の整備又は更新の実施体制

四 電気工作物の整備又は更新の実施に必要な資金の額、調達方法及び負担の方法

五 電気工作物の整備又は更新の実施により見込まれる電気の安定供給の確保への効果

六 前各号に掲げるもののほか、電気工作物の整備又は更新の実施に関し必要な事項

3 経済産業大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る整備等計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 整備等計画の円滑かつ確実な実施を確保することが、広域的運営による電気の安定供給の確保を図るために特に重要であること。

二 整備等計画の実施期間、実施体制その他の事項が当該整備等計画を確実に遂行するために適切であること。

（認定整備等計画の変更等）

第二十八条の五十 前条第一項の認定を受けた者（次項及び第三項において「認定整備等事業者」という。）は、当該認定に係る整備等計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところによ

り、経済産業大臣の認定を受けなければならない。

2 経済産業大臣は、認定整備等事業者が当該認定に係る整備等計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次項において「認定整備等計画」という。）に従って電気工作物の整備又は更新を実施していないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

3 経済産業大臣は、認定整備等計画が前条第三項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定整備等事業者に対して当該認定整備等計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4 前条第三項の規定は、第一項の規定による変更の認定に準用する。

第五十四条中「発電用原子炉」の下に「（原子炉等規制法第二条第五項に規定する発電用原子炉をいう。次条第一項第三号において同じ。）」を加える。

第六十六条の十一第一項第三号中「第二十八条の五十七」を「第二十八条の五十九」に改め、同項第五号中「第二十八条の五十、第二十八条の五十三第一項」を「第二十八条の五十二、第二十八条の五十五第一項」に改め、同項第八号中「第二十八条の五十一第一項」を「第二十八条の五十三第一項」に改める。

第九十九条の八中「広域系統整備交付金交付業務」を「広域系統整備交付金交付等業務」に改める。

第一百六条第一項中「原子力を原動力とする発電用の電気工作物（以下「及び」という。）」を削る。

第一百八条第一項中「（平成五年法律第八十八号）」を削る。

第一百二十二条の三の見出しを「（原子炉等規制法との関係）」に改め、同条第一項中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号。以下この条において「原子炉等規制法」という。）」を「原子炉等規制法」に改める。

第一百六条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第二十七条の二十九の五の規定による命令に違反したとき。

第二百二十条第一号中「第二十八条の三第一項」を「第二十七条の二十九の三第五項、第二十八条の三第一項」に改める。

第二百二十一条第一号中「第一百六条第四号又は第五号」を「第一百六条第五号又は第六号」に改め、同条第三号中「第三号」を「第四号」に改める。

第二百二十四条第七号中「第二十八条の五十七」を「第二十八条の五十九」に改め、同条第九号中「第二十八条の五十一第一項」を「第二十八条の五十三第一項」に改め、同条第十号中「第二十八条の五十五」を「第二十八条の五十七」に改める。

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正）

第二条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第四十三条の三の二十第二項第十二号及び第十三号を次のように改める。

十二 第四十三条の三の三十二第一項又は第三項の規定に違反して発電用原子炉を運転したとき。

十三 第四十三条の三の三十二第九項の規定による命令に違反したとき。

第四十三条の三の三十二を次のように改める。

（発電用原子炉施設の劣化の管理等）

第四十三条の三の三十二 発電用原子炉設置者は、その設置した発電用原子炉について最初に第四十三条の三の三十二第三項の確認を受けた日から起算して三十年を超えて当該発電用原子炉を運転しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該三十年を超えて運転しようとする期間（十年以内に限る。）における当該発電用原子炉に係る発電用原子炉施設の劣化を管理するための計画（以下この条において「長期施設管理計画」という。）を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

2 長期施設管理計画には、原子力規制委員会規則で定めるところにより、長期施設管理計画の期間、第五項の規定により実施した劣化評価（発電用原子炉施設の劣化の状況に関する技術的な評価をいう。以下この条において同じ。）の方法及びその結果、発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置その他原子力規制委員会規則で定める事項を記載しなければならない。

3 第一項の認可を受けた者は、当該認可を受けた長期施設管理計画（次項又は第七項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）の期間を超えてその発電用原子炉を運転しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該期間を超えて運転しようとする期間（十年以内に限る。）における長期施設管理計画を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。この項の認可を受けた者が、当該認可を受けた長期施設管理計画（次項又は第七項の

規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの)の期間を超えてその発電用原子炉を運転しようとするときも、同様とする。

4 第一項又は前項の認可を受けた者は、これらの認可を受けた長期施設管理計画の変更(原子力規制委員会規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

5 発電用原子炉設置者は、長期施設管理計画を定め、又は長期施設管理計画に記載された事項のうち発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置に係る重要な事項その他の原子力規制委員会規則で定める事項を変更しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、劣化評価を実施しなければならない。

6 原子力規制委員会は、第一項、第三項又は第四項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、これらの認可をしてはならない。

一 劣化評価の方法が、発電用原子炉施設の劣化の状況を適確に評価するための基準として原子力規制委員会規則で定める基準に適合すること。

二 長期施設管理計画の期間における発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置が、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものであること。

三 発電用原子炉施設が、長期施設管理計画の期間における運転に伴い生ずる当該発電用原子炉施設の劣化の状況を踏まえ、当該期間において安全性を確保するための基準として原子力規制委員会規則で定める基準に適合すること。

7 第一項又は第三項の認可を受けた者は、これらの認可を受けた長期施設管理計画について、第四項の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をしたときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

8 発電用原子炉設置者は、第一項又は第三項の認可を受けた長期施設管理計画(第四項又は前項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの。第六十一条の二の二第一項第三号ホにおいて同じ。)に従つて、発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置を講じなければならない。

9 原子力規制委員会は、第六項第一号の原子力規制委員会規則で定める基準の変更があつた場合その他の場合において発電用原子炉施設の劣化を適確に管理するため改めて劣化評価を実施させる必要があると認めるとき、発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置が同項第二号に規定する基準に適合せず、若しくは適合しなくなるおそれがあると認めるとき、発電用原子炉施設が同項第三号の原子力規制委員会規則で定める基準に適合せず、若しくは適合しなくなるおそれがあると認めるとき、又は発電用原子炉設置者が前項の規定に違反していると認めるときは、発電用原子炉設置者に対し、劣化評価の実施、長期施設管理計画の変更その他発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置を命ずることができる。

第六十一条の二の二第一項第三号中へをトとし、ホをへとし、二の次に次のように加える。

ホ 第四十三条の三の三十二第一項又は第三項の認可を受けた長期施設管理計画

第六十八条第二項中「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十二第一項、第三項及び第四項」に改める。

第七十一条第五項中「又は第六十四条第三項」を「第四十三条の三の三十二第一項、第三項若しくは第四項又は第六十四条第三項」に、「場合に」を「場合(以下この項において「処分をする場合」という。)」に、「第一項各号」を「次の各号」に改め、同項に次の各号を加える。

一 発電用原子炉に係る処分をする場合 経済産業大臣(試験研究の用に供する原子炉に係る場合にあっては、文部科学大臣及び経済産業大臣)

二 船舶に設置する原子炉に係る処分をする場合 国土交通大臣(試験研究の用に供する原子炉に係る場合にあっては、文部科学大臣及び国土交通大臣)

三 試験研究の用に供する原子炉に係る処分をする場合(前二号に該当するものを除く。) 文部科学大臣

第七十五条第一項第三号中「第四十三条の三の三十二第四項」を「第四十三条の三の三十二第一項、第三項若しくは第四項」に改める。

第七十七条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条各号中「者」を「とき」に改める。

第七十八条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号から第十三号の五

までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第十三号の六中「者」を「とき。」に改め、同条第十三号の八とし、同条第十三号の五の次に次の二号を加える。

十三の六 第四十三条の三の三十二第一項又は第三項の規定による認可を受けなければならない場合に おいて、これらの認可を受けないで発電用原子炉を運転したとき。

十三の七 第四十三条の三の三十二第九項の規定による命令に違反したとき。

第七十八条第十四号から第二十五号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第二十五号の二中「の規定」を「(第六十四条の三第八項において準用する場合を含む。)(の規定)」に、「者」を「とき。」に改め、同条第二十六号中「者」を「とき。」に、「規定する者を除く。(」を「該当する場合を除く。)」に改め、同条第二十六号の二中「した者」を「したとき。」に改め、同条第二十七号から第二十八号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第二十九号及び第三十号中「した者」を「したとき。」に改め、同条第三十一号及び第三十二号中「者」を「とき。」に改める。

第七十八条の四中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

第七十九条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条各号中「者」を「とき。」に改める。

第八十条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号から第八号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第九号から第十一号までの規定中「した者」を「したとき。」に改め、同条第十二号中「者」を「とき。」に改める。

第八十一条第二号中「第十三号の四」の下に、「第十三号の六、第十三号の七」を加える。

(原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律の一部改正)

第三条 原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律(平成十七年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律

目次中「第三条」を「第四条」に、「拠出金」を「再処理等拠出金」に、「第四条」第八条を「第五

第三章 廃炉拠出

第一節 廃炉拠

条」第九条」に、「第九条」を「第十条」に、「第三章 使用済燃料再処理機構」を

第二節 廃炉に

第四章 使用済燃

金の納付及び廃炉に係る費用の支払

出金の納付(第十一条―第十五条)

に係る費用の支払(第十六条・第十七条)

料再処理・廃炉推進機構

「第十五条」第十九条」を「第二十三条」第二十七条」に、「第二十条」第二十八条」を「第二十八号」

第三十六条」に、「第二十九条」第四十条」を「第三十七条」第四十八条」に、「第四十一条」第四十六

条」を「第四十九条」第五十六条」に、「第四十七条」第五十三条」を「第五十七条」第六十四条」に、

「第五十四条」第五十五条」を「第六十五条」第六十六条」に、「第五十六条」第五十八条」を「第六十

七条」第六十九条」に、「第四章」を「第五章」に、「第五十九条」第六十一条」を「第七十条」第七十

三条」に、「第五章」を「第六章」に、「第六十二条」第六十八条」を「第七十四条」第八十条」に改め

る。

第一条中「実施」の下に「及び円滑かつ着実な廃炉の推進」を加える。

第二条第一項中「第五項において」を「以下」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 この法律において「廃炉」とは、発電用原子炉施設(原子炉等規制法第四十三条の三の五第二項第五

号に規定する発電用原子炉施設(原子炉等規制法第六十四条の二第一項の規定により指定されたものを

除く。)をいい、その設置されている建物及びその附属設備を含む。以下この項及び第十一条第四項に

おいて同じ。)に係る実用発電用原子炉の廃止に伴う当該発電用原子炉施設の解体、核燃料物質による

汚染の除去、核燃料物質によって汚染された物の廃棄その他の措置をいう。

第二条に次の一項を加える。

8 この法律において「実用発電用原子炉設置者等」とは、実用発電用原子炉に係る原子炉等規制法第四

十三条の三の八第一項に規定する発電用原子炉設置者(当該実用発電用原子炉の運転を開始していな

者を除く。)及び原子炉等規制法第四十三条の三の三十五第一項に規定する旧発電用原子炉設置者等

(同項の規定により原子炉等規制法第四十三条の三の八第一項に規定する発電用原子炉設置者とみなされてはならない。)をいう。

第六十八条第一号中「第七条第六項」を「第八条第六項(第十五条において準用する場合を含む。)」に改め、同条第二号中「第五十二条」を「第六十三条」に改め、同条を第八十条とする。

第六十七条第二号中「第十三条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同条第三号中「第四十一条」を「第四十九条」に改め、同条第四号中「第五十四条」を「第六十五条」に改め、同条を第七十九条とする。

第六十六条中「第十二条第二項」を「第二十条第二項」に改め、同条を第七十八条とする。

第六十五条中「第六十三条」を「第七十五条」に改め、同条を第七十七条とする。

第六十四条各号中「第五十五条第一項」を「第六十六条第一項」に改め、同条を第七十六条とする。

第六十三条中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「第五条第一項」を「第六条第一項又は第十二条第一項」に、「者」を「とき」に改め、同条第二号中「第四十六條第二項」を「第五十六條第二項」に、「者」を「とき」に改め、同条第三号及び第四号中「第五十九條第一項」を「第七十條第一項」に、「者」を「とき」に改め、同条を第七十五条とする。

第六十二条中「第二十七条(第四十條)」を「第三十五條(第四十八條)」に改め、同条を第七十四條とし、第五章を第六章とする。

第四章中第六十一条を第七十三条とし、第六十條を七十二條とする。

第五十九條第一項中「特定実用発電用原子炉設置者」の下に「若しくは実用発電用原子炉設置者等」を加え、同条第二項中「第五十五條第二項」を「第六十六條第二項」に改め、同条を第七十條とし、同条の次に次の一條を加える。

(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構との協力)

第七十一条 機構及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構は、原子炉等規制法第二条第五項に規定する発電用原子炉の円滑かつ着実な廃止を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

第四章を第五章とする。

第五十八條中「の全部」を「又は廃炉推進業務の全部」に改め、第三章第八節中同条を第六十九條と

し、第五十七條を第六十八條とし、第五十六條を第六十七條とし、同章第七節中第五十五條を第六十六條とし、第五十四條を第六十五條とし、同章第六節中第五十三條を第六十四條とし、第五十二條を第六十三條とし、第五十一條を第六十二條とする。

第五十條中「から」を「又は廃炉推進業務から」に改め、同条を第六十一条とし、第四十九條を第五十九條とし、同条の次に次の一條を加える。

(区分経理)

第六十條 機構は、次に掲げる業務に係る経理をそれぞれ区分して整理しなければならない。

一 第四十九條第一号及び第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

二 第四十九條第三号から第七号までに掲げる業務及びこれらに附帯する業務

第四十八條を第五十八條とし、第四十七條を第五十七條とする。

第四十六條中「特定実用発電用原子炉設置者」の下に「又は実用発電用原子炉設置者等」を加え、第三章第五節中同条を第五十六條とし、第四十五條を第五十四條とし、同条の次に次の一條を加える。

(廃炉推進業務中期計画)

第五十五條 機構は、五年を超えない範囲内において経済産業省令で定める期間ごとに、当該期間を一期として、円滑かつ着実な廃炉の実施を図るための方針その他の経済産業省令で定める事項を記載した廃炉推進業務の実施に関する計画(以下この条において「廃炉推進業務中期計画」という。)を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。廃炉推進業務中期計画の変更(経済産業省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請に係る廃炉推進業務中期計画が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 当該廃炉推進業務中期計画に係る廃炉推進業務が適切かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

二 当該廃炉推進業務中期計画の内容がこの法律及びこの法律に基づく命令その他関係法令に違反するものでないこと。

3 経済産業大臣は、廃炉推進業務中期計画が前項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、機構に対してその廃炉推進業務中期計画を変更すべきことを命じなければならない。

4 機構は、第一項の経済産業省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

5 機構は、第一項の認可を受けたとき、又は前項の届出をしたときは、遅滞なく、その廃炉推進業務中期計画を公表しなければならない。

第四十四条を第五十三条とする。

第四十三条中「第四十一条」を「第四十九条」に改め、同条を第五十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

(報告)

第五十二条 機構は、毎事業年度、経済産業省令で定めるところにより、廃炉拠出金の収納及び廃炉の実施に必要な費用に相当する額の支払の状況、助言、指導及び催告の内容その他の廃炉推進業務の実施の状況について経済産業大臣に報告しなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

第四十二条を第五十条とする。

第四十一条中「第十条」を「第十八条」に改め、同条第二号中「拠出金」を「再処理等拠出金」に改め、同条第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同条を同条第八号とし、同条第二号の次に次の五号を加える。

三 円滑かつ着実な廃炉の実施を図るために必要な実用発電用原子炉設置者等に対する助言、指導及び勧告を行うこと。

四 廃炉に関する技術の調査、研究及び開発を行うこと。

五 廃炉に必要な設備の調達及び維持管理を行い、並びにこれを実用発電用原子炉設置者等の共用に供すること。

六 廃炉拠出金を収納すること。

七 第十七条の規定による廃炉の実施に必要な費用に相当する額の支払を行うこと。

第四十一条を第四十九条とする。

第四十条中「第二十七条及び第二十八条」を「第三十五条及び第三十六条」に改め、第三章第四節中同

条を第四十八条とし、第三十九条を第四十七条とし、第三十八条を第四十六条とする。

第三十七条中「又は」を「、副理事長又は」に改め、同条を第四十五条とする。

第三十六条中「理事長」の下に「、副理事長」を加え、同条を第四十四条とし、第三十五条を第四十三条とする。

第三十四条第二項中「第二十五条各号」を「第三十三条各号」に、「第三十一条」を「第三十九条」に改め、同条を第四十二条とし、第三十三条を第四十一条とし、第三十二条を第四十条とする。

第三十一条第二項中「理事は」を「副理事長及び理事は」に改め、同条を第三十九条とする。

第三十条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「代表し、理事長」、「掌理し、理事長」及び「代理し、理事長」の下に「及び副理事長」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 副理事長は、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

第三十条を第三十八条とする。

第二十九条中「理事四人」を「副理事長一人、理事六人」に改め、同条を第三十七条とし、第三章第三節中第二十八条を第三十六条とし、第二十七条を第三十五条とする。

第二十六条第一項中「第二十二條第四項」を「第三十条第四項」に、「及び」を「、副理事長及び」に改め、同条第二項中「及び」を「、副理事長及び」に改め、同条を第三十四条とし、第二十五条を第三十三条とし、第二十四条を第三十二条とする。

第二十三条中「再処理等」の下に「、廃炉」を加え、同条を第三十一条とする。

第二十二條第一項中「八人」を「十人」に、「及び」を「、副理事長及び」に改め、同条を第三十条とする。

第二十一条中「第四条第二項」を「第五条第二項及び第十一条第二項」に改め、同条第三号中「第四五條第一項」を「第五十四條第一項」に改め、同条中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 廃炉推進業務中期計画(第五十五条第一項に規定する廃炉推進業務中期計画をいう。)の作成又は変更

五 廃炉実施計画の確認

第二十一条を第二十九条とし、第二十条を第二十八条とし、第三章第二節第十九条を第二十七条とし、第十八条を第二十六条とし、第十七条を第二十五条とする。

第十六条の前の見出しを削り、同条を第二十四条とし、同条の前に見出しとして「(設立の認可等)」を付する。

第十五条中「又は」を、「廃炉又は」に改め、同条を第二十三条とし、第三章第一節第十四条を第二十二條とし、第十三条を第二十一條とする。

第十二条中「使用済燃料再処理機構」を「使用済燃料再処理・廃炉推進機構」に改め、同条を第二十条とし、第十一条を第十九条とする。

第十条中「使用済燃料再処理機構」を「使用済燃料再処理・廃炉推進機構」に、「業務」を「業務及び円滑かつ着実な廃炉の推進に関する業務」に改め、同条を第十八条とする。

第三章の章名中「使用済燃料再処理機構」を「使用済燃料再処理・廃炉推進機構」に改め、同章を第四章とする。

第九条中「拠出金」を「再処理等拠出金」に、「第七条第一項」を「第八条第一項」に、「及び」を「及び前条第一項の」に改め、第二章第二節中同条を第十条とする。

第八条第一項中「拠出金」を「再処理等拠出金」に改め、同条第二項中「延滞金」を「前項の延滞金」に、「拠出金」を「再処理等拠出金」に改め、第二章第一節中同条を第九条とする。

第七条の見出しを「(再処理等拠出金の納付等)」に改め、同条第一項中「拠出金」を「再処理等拠出金」に、「第四条第二項」を「第五条第二項」に、「第五条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条第二項中「第四条第二項」を「第五条第二項」に改め、同条第三項中「第四条第二項」を「第五条第二項」に、「拠出金」を「再処理等拠出金」に改め、同条第四項及び第五項中「拠出金」を「再処理等拠出金」に改め、同条第六項中「拠出金」を「再処理等拠出金」に、「第九条」を「第十条」に改め、同条第八項中「拠出金」を「再処理等拠出金」に改め、同条を第八条とする。

第六条第一項中「拠出金」を「再処理等拠出金」に改め、同条第三項中「拠出金」を「再処理等拠出金」に、「第四十五条第一項前段」を「第五十四条第一項前段」に、「第九条」を「第十条」に改め、同条を第七条とする。

第五條第一項中「拠出金」を「再処理等拠出金」に改め、同条を第六條とする。

第四條の見出しを「(再処理等拠出金)」に改め、同条第一項中「第四十一條各号」を「第四十九條第一号及び第二号」に、「使用済燃料再処理機構」を「使用済燃料再処理・廃炉推進機構」に改め、「この章」の下に「及び次章」を、「業務」の下に「並びにこれらに附帯する機構の業務」を加え、「第七條第一項において」を「以下」に改め、同条第二項中「の額」を「(以下「再処理等拠出金」という。)の額」に改め、同条第六項中「機構の業務」を「再処理等業務」に改め、同条を第五條とする。

第二章の章名及び同章第一節の節名を次のように改める。

第二章 再処理等拠出金の納付及び再処理等の実施

第一節 再処理等拠出金の納付

第二章の次に次の一章を加える。

第三章 廃炉拠出金の納付及び廃炉に係る費用の支払

第一節 廃炉拠出金の納付

第十一条 実用発電用原子炉設置者等は、廃炉推進業務(第四十九條第三号から第七号までに掲げる機構の業務及びこれらに附帯する機構の業務をいう。以下同じ。)に必要な費用に充てるため、各年度、一の機構に対し、拠出金を納付しなければならない。

2 前項の拠出金(以下「廃炉拠出金」という。)の額は、各実用発電用原子炉設置者等につき、廃炉拠出金年度総額(機構ごとに、実用発電用原子炉設置者等から納付を受けるべき廃炉拠出金の総額として機構が年度ごとに運営委員会の議決を経て定める額をいう。以下この条において同じ。)に拠出金率(機構ごとに、廃炉拠出金年度総額に対する各実用発電用原子炉設置者等が納付すべき額の割合として機構が運営委員会の議決を経て実用発電用原子炉設置者等ごとに定める割合をいう。以下この条において同じ。)を乗じて得た額とする。

3 廃炉拠出金年度総額は、次に掲げる要件を満たすために必要なものとして機構ごとに経済産業省令で定める基準に従い、定めなければならない。

一 各実用発電用原子炉設置者等の実用発電用原子炉に係る廃炉の長期的な見通し及び当該廃炉の実施の状況に照らし、各年度における廃炉推進業務を適正かつ確実に実施するために十分なものであること

と。

二 各実用発電用原子炉設置者等の収支の状況に照らし、電気の安定供給その他の実用発電用原子炉の運転に係る事業の円滑な運営に支障を来し、又は当該事業の利用者に著しい負担を及ぼすおそれのないものであること。

4 拠出金率は、各実用発電用原子炉設置者等の実用発電用原子炉に係る発電用原子炉施設の規模、廃炉の実施の状況その他の事情を勘案して機構ごとに経済産業省令で定める基準に従い、定めなければならない。

5 機構は、廃炉拠出金年度総額若しくは拠出金率を定め、又はこれらを変更しようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

6 機構は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、当該認可に係る廃炉拠出金年度総額又は拠出金率を実用発電用原子炉設置者等に通知しなければならない。

7 機構は、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二十七条の二十九の二第六項（同条第七項及び同法第二十七条の二十九の四第二項において準用する場合を含む。）又は次条第三項の規定による通知を受けたときは、廃炉拠出金年度総額又は拠出金率について検討を加え、必要と認めるときは、これらを変更しなければならない。

8 経済産業大臣は、廃炉推進業務の実施の状況、各実用発電用原子炉設置者等が行う実用発電用原子炉の運転に係る事業の状況その他の事情に照らし必要と認めるときは、機構に対し、廃炉拠出金年度総額又は拠出金率の変更をすべきことを命ずることができる。

（機構の名称等の届出）

第十二条 実用発電用原子炉設置者等は、その実用発電用原子炉設置者等となつた日から十五日以内に、経済産業省令で定めるところにより、前条第一項の規定により廃炉拠出金を納付する機構の名称及び住所を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 実用発電用原子炉設置者等は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その日から十五日以内に、経済産業省令で定めるところにより、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

一 その設置している実用発電用原子炉の運転を廃止したとき。

二 その設置している実用発電用原子炉の廃炉が終了したとき。

三 その設置している実用発電用原子炉に係る発電用原子炉施設（原子炉等規制法第四十三条の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設をいう。次号において同じ。）が原子炉等規制法第六十四条の二第一項の規定により指定されたとき。

四 その設置している実用発電用原子炉に係る発電用原子炉施設について原子炉等規制法第六十四条の二第三項の規定による指定の解除が行われたとき。

3 経済産業大臣は、前二項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項を当該機構に通知するものとする。

（変更）

第十三条 実用発電用原子炉設置者等は、廃炉拠出金を納付する機構を変更しようとするときは、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする実用発電用原子炉設置者等は、その機構を変更しようとする日の属する年度の前年度の一月一日までに、その旨、変更しようとする理由その他経済産業省令で定める事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

3 経済産業大臣は、前項の申請書の提出があつた場合において、その変更が廃炉拠出金を納付する機構として現に届け出ている機構の認可業務計画（第五十五条第一項前段の規定による認可を受けた廃炉推進業務中期計画をいい、同項後段の規定による変更の認可があつたときは、その変更後のもの。以下この項及び第十六条において同じ。）に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるとき、又はその変更により廃炉拠出金を納付する機構となる機構の認可業務計画に照らし不適切であると認めるときは、その申請を却下することができる。

4 第七条第四項から第六項までの規定は、実用発電用原子炉設置者等による第二項の申請について準用する。

（廃炉拠出金の納付）

第十四条 実用発電用原子炉設置者等は、各年度の六月三十日（その年度に実用発電用原子炉設置者等となつた者にあつては、そのなつた日の属する年度の翌年度の六月三十日）までに、廃炉拠出金を、第十二条第一項の規定により届け出た機構（前条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後の機構。第十六条及び第十七条において同じ。）に納付しなければならない。ただし、当該廃炉拠出

金の額の二分の一に相当する金額については、各年度の十二月三十一日までに納付することができる。

(準用)

第十五条 第八条第六項から第八項まで及び第九条の規定は、実用発電用原子炉設置者等による廃炉拠出金の納付について準用する。この場合において、第八条第六項中「機構」とあるのは「第十四条に規定する機構」と、「第一項の納期限(第三項の規定による通知があった場合にあっては、第四項の納期限。次条第一項及び第十条において同じ。)」とあるのは「同条の納期限」と、第九条第一項中「前条第一項」とあるのは「第十四条」と、「機構」とあるのは「同条に規定する機構」と読み替えるものとする。

## 第二節 廃炉に係る費用の支払

(廃炉実施計画)

第十六条 認可業務計画の計画期間内に廃炉を実施する実用発電用原子炉設置者等は、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、廃炉の実施に関する計画(次条及び第二十九条第五号において「廃炉実施計画」という。)を作成し、その内容が認可業務計画に適合することについて、機構の確認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(費用の請求及び支払)

第十七条 機構は、前条前段の確認を受けた廃炉実施計画(同条後段の規定による変更があったときは、その変更後のもの)に基づき廃炉を実施する実用発電用原子炉設置者等から当該廃炉に係る費用に相当する額の支払の請求を受けたときは、実用発電用原子炉設置者等の実用発電用原子炉に係る廃炉について機構が適正な支払を行うための基準として経済産業大臣が定める基準に従って、当該廃炉の実施に必要な費用に相当する額を支払うものとする。

第一章中第三条の次に次の一条を加える。

(実用発電用原子炉設置者等の責務)

第四条 実用発電用原子炉設置者等は、円滑かつ着実な廃炉の実施を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の一部改正)

第四条 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成二十三年法律第百八号)の一部を

次のように改正する。

目次中「第十五条の五」を「第十五条の十一」に、「第七節 解体等積立金(第十五条の六―第十五条の十六)」を「第七節 解体等積立金(第十五条の十二―第十五条の十八)に、「第八節」を「第八節 積立金管理業務(第十五条の十九―第十五条の二十二)」に、「第八節」を「第九節」に、「第九節」を「第十節」に、「系統設置交付金」を「系統設置交付金等」に改める。

第二条の二第七項中「納付金」の下に、「第十五条の十一第二項及び第二十九条の二第二項の規定により推進機関が徴収する金銭、第十五条の十第一項の規定により推進機関に帰属した金銭」を加える。

第二条の三第一項中「ものごと」に、「当該」の下に「交付対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備に適用する基準価格(〇)を加え、「(以下「基準価格」という)」を「をいう。以下同じ」に改める。

第三条第二項中「つき、」の下に「当該特定調達対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備に適用する調達価格(〇)を加え、「(以下「調達価格」という)」を「をいう。以下同じ」に改める。

第九条第二項第二号中「第十五条の九」を「第十五条の十五」に改め、同項中第八号を第九号とし、同項第七号中「第十五条の六第一項」を「第十五条の十二第一項」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備が出力その他の事項に関する経済産業省令で定める要件に該当する場合には、当該再生可能エネルギー発電設備の設置の場所の周辺地域の住民に対する説明会の開催その他の再生可能エネルギー発電事業の実施に関する事項の内容を周知させるための措置として経済産業省令で定めるものの実施状況に関する事項

第九条第四項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 再生可能エネルギー発電設備が第二項第七号の経済産業省令で定める要件に該当する場合には、同号の経済産業省令で定める措置が実施されたこと。

第十条第一項中「から第七号まで」を「から第六号まで若しくは第八号」に、「の認定」を「に当該事項(同条第二項第三号から第六号まで又は第八号に掲げる事項のうち重要な事項として経済産業省令で定めるものを変更しようとするときは、同項第七号に掲げる事項を含む。)を記載した申請書を提出してその認定」に改め、同条第三項中「第八号」を「第九号」に改め、同条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第四項第六号中「場合において」とあるのは、「場合において、次条第一項の経済産業省令で定める事項を変更しようとするとき」と読み替えるものとする。

第十条の次に次の二条を加える。

(再生可能エネルギー発電設備の増設又は更新に係る基準価格又は調達価格の適用の特例)

第十条の二 再生可能エネルギー発電設備の増設又は一部を更新(以下「増設等」という。)であつて経済産業省令で定めるものに係る前条第一項の規定による変更の認定を受けようとする認定事業者は、第九条第二項第六号に掲げる事項について、再生可能エネルギー発電設備のうち当該増設等に係る部分とそれ以外の部分とに区別して再生可能エネルギー発電事業計画に記載することができる。

2 前項の規定により増設等に係る部分とそれ以外の部分とを区別して前条第一項の規定による変更の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に記載した再生可能エネルギー発電設備に適用される基準価格又は調達価格は、第二条の三第一項又は第三条第二項の規定にかかわらず、当該増設等に係る部分について従前の交付対象区分等又は特定調達対象区分等に該当するものとみなして、当該増設等に係る部分及びそれ以外の部分に係る基準価格又は調達価格を基礎として、これらの部分ごとの再生可能エネルギー源を電気に変換する能力を勘案し、経済産業省令で定める方法により算定した価格とする。

(認定事業者の義務)

第十条の三 認定事業者は、第九条第四項の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画(第十条第一項の規定による変更若しくは追加の認定又は同条第二項若しくは第三項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後又は追加後のもの。以下「認定計画」という。)に従つて再生可能エネルギー発電事業を実施しなければならない。

2 認定事業者は、再生可能エネルギー発電事業に係る業務の全部又は一部を委託する場合は、当該再生可能エネルギー発電事業が認定計画に従つて実施されるよう、その委託を受けた者(その者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者を含む。第五十二条第一項において「受託者」という。)に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第十一条中「第九条第四項の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画(前条第一項の規定による変更若しくは追加の認定又は同条第二項若しくは第三項の規定による変更の届出があつたときは、その変

更後又は追加後のもの。以下「及び」という。)を削る。

第十三条中「認定計画に従つて再生可能エネルギー発電事業を実施していない」を「第十条の三の規定に違反している」に改める。

第十四条中「第十五条の十一及び第十五条の十二第一項」を「第十五条の十七及び第十五条の十八第一項」に改める。

第十五条第一号中「認定計画に従つて再生可能エネルギー発電事業を行っていない」を「第十条の三の規定に違反している」に改め、同条第四号中「第十五条の六第二項又は第十五条の十二」を「第十五条の十二第二項又は第十五条の十七」に改める。

第十五条の二第二項中「納付金」の下に、「第十五条の十一第二項及び第二十九条の二第二項の規定により推進機関が徴収する金銭、第十五条の十第一項の規定により推進機関に帰属した金銭」を加える。

第二章第九節を第十節とし、第八節を第九節とする。

第二章第七節中第十五条の十六を第十五条の二十二とする。

第十五条の十五(見出しを含む。)中「解体等積立金」を「交付金相当額積立金及び解体等積立金」に改め、同条を第十五条の二十一とし、第十五条の十四を第十五条の二十とする。

第十五条の十三中「第十五条の六第三項」を「第十五条の六第二項の規定により推進機関に積み立てられた交付金相当額積立金及び第十五条の十二第三項」に改め、同条を第十五条の十九とし、第十五条の十二を第十五条の十八とし、同条の次に次の節名を付する。

第八節 積立金管理業務

第十五条の十一中「第十五条の六」を「第十五条の十二」に改め、同条を第十五条の十七とする。

第十五条の十中「(昭和四十五年法律第百三十七号)」を削り、同条を第十五条の十六とする。

第十五条の九中「(認定事業者であつた者をいう。以下この条及び第十五条の十二において同じ。)」を削り、同条を第十五条の十五とする。

第十五条の八第一項中「額を」を「額(当該認定事業者が第十五条の六第一項の規定による命令を受けた者である場合には、第十五条の八第一項の規定による控除をした額)」に改め、同条第二項中「第十五条の六第二項」を「第十五条の十二第二項」に改め、同条を第十五条の十四とする。

第十五条の七第二項中「ことに、」の下に「当該積立対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設

備に適用する」を加え、同条に次の一項を加える。

5 第十条の二第二項の規定は、同条第一項の規定により増設等に係る部分とそれ以外の部分とを区別して第十条第一項の規定による変更の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画に記載した再生可能エネルギー発電設備に適用される解体等積立基準額について準用する。この場合において、第十条の二第二項中「第二條の第三第一項又は第三條第二項」とあるのは「第十五條の十三第二項」と、「交付対象区分等又は特定調達対象区分等」とあるのは「積立対象区分等」と読み替えるものとする。

第十五條の七を第十五條の十三とし、第十五條の六を第十五條の十二とし、第二章第六節中第十五條の五の次に次の六條を加える。

(積立命令)

第十五條の六 経済産業大臣は、認定事業者が第十条の三の規定に違反していると認めるときは、当該認定事業者に対し、次条に規定する額の金銭を交付金相当額積立金として積み立てるべきことを命ずることができ、

2 前項の規定による命令に従って行う積立では、推進機関にしなければならない。

3 特定契約又は一時調達契約により再生可能エネルギー電気を供給する認定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、特定契約又は一時調達契約を締結した電気事業者を経由して前項の積立てを推進機関に行うものとする。

(交付金相当額積立金の額)

第十五條の七 交付金相当額積立金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める額とする。

一 認定事業者が再生可能エネルギー電気を市場取引等により供給する場合 第二條の四第一項の経済産業省令で定める期間ごとに、同項の経済産業省令で定める方法により算定した供給促進交付金の額を基礎として経済産業省令で定める方法により算定した額

二 認定事業者が再生可能エネルギー電気を特定契約又は一時調達契約により電気事業者に対し供給する場合 第十五條の二第一項の経済産業省令で定める期間ごとに、第十五條の三の経済産業省令で定める方法により算定した調整交付金の額のうち当該電気事業者が当該特定契約又は一時調達契約に係る再生可能エネルギー電気の調達に係る費用に充てる額に相当する額を基礎として経済産業省令で定

める方法により算定した額

(供給促進交付金の交付に係る交付金相当額積立金の控除)

第十五條の八 推進機関は、第十五條の六第一項の規定による命令を受けた認定事業者に対して供給促進交付金を交付するときは、第二條の四第一項の経済産業省令で定める方法により算定した額から、前条第一号に定める額(当該供給促進交付金の額を限度とする。)を控除するものとする。

2 前項の規定により供給促進交付金の額から控除された額は、当該認定事業者が、第十五條の六第一項の規定による命令及び同条第二項の規定により交付金相当額積立金として推進機関に積み立てたものとみなす。

(交付金相当額積立金の取戻し)

第十五條の九 認定事業者又は旧認定事業者(認定事業者であった者をいう。以下同じ。)は、交付金相当額積立金を積み立てておく必要がない場合として経済産業省令で定める場合に該当することについて、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けた場合には、当該交付金相当額積立金の全部又は一部を取り戻すことができる。

(交付金相当額積立金の推進機関への帰属)

第十五條の十 都道府県知事、市町村長その他の認定事業者及び旧認定事業者以外の者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)その他の法律の規定により再生可能エネルギー発電設備の除去その他の措置のうち経済産業省令で定めるものを講じた場合において、当該再生可能エネルギー発電設備に係る認定事業者又は旧認定事業者により推進機関に積み立てられた交付金相当額積立金があるときは、当該交付金相当額積立金は、推進機関に帰属するものとする。

2 前項の規定により推進機関に帰属した金銭は、供給促進交付金、調整交付金及び第二十九條第三項に規定する系統設置交付金等の交付の業務に要する費用に充てるものとする。

(返還命令等)

第十五條の十一 経済産業大臣は、第十五條の規定により認定を取り消すときは、その認定事業者に対して、認定発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気の供給に係る供給促進交付金の全部若しくは一部を推進機関に返還し、又は認定発電設備に係る特定契約若しくは一時調達契約を締結する電気事業者に交付される調整交付金のうち当該特定契約若しくは一時調達契約に係る再生可能エネルギー電

の調達に係る費用に充てる額に相当する額の全部若しくは一部を推進機関に納付すべきことを命ずることができ。

2 推進機関は、前項の規定による命令を受けた者から、同項の規定により当該者が返還又は納付を命ぜられた金額を徴収する。

第三章第一節の節名を次のように改める。

第一節 系統設置交付金等

第二十八条の次に次の一条を加える。

(特定系統設置交付金の交付)

第二十八条の二 認定整備等事業者（電気事業法第二十八条の五十第一項に規定する認定整備等事業者をいう。以下この節において同じ。）は、同条第二項に規定する認定整備等計画に従って、系統電気工作物であつて再生可能エネルギー電気の利用の促進に資するものを設置しようとするときは、当該系統電気工作物の設置に要する費用を当該系統電気工作物の工事を開始した日から使用する日の前日までの期間にわたり回収するための交付金（以下「特定系統設置交付金」という。）の交付を受けることができる。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の規定により認定整備等事業者に交付する特定系統設置交付金について準用する。この場合において、同条第三項中「設置及び維持」とあるのは、「設置」と読み替えるものとする。

第二十九条の見出しを「（系統設置交付金等の額）」に改め、同条第一項中「前条第三項」を「第二十八条第三項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、認定整備等事業者が当該系統電気工作物の設置に係る特定系統設置交付金の交付を受けた場合における系統設置交付金の額は、この項本文の規定により得た額から当該特定系統設置交付金の額を控除した額とする。

第二十九条第二項中「系統設置交付金」の下に「及び特定系統設置交付金（以下「系統設置交付金等」という。）」を、「納付金」の下に「、第十五条の十一第二項及び次条第二項の規定により推進機関が徴収する金銭並びに第十五条の十第一項の規定により推進機関に帰属した金銭」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 特定系統設置交付金の額は、前条第二項において準用する第二十八条第三項の規定により届け出られた費用のうち、その事業の規模を考慮して経済産業省令で定めるものの額に、当該系統電気工作物の設置及び維持に伴い生ずる便益のうち再生可能エネルギー電気の利用の促進が占める割合として、経済産業省令で定める算定方法により算定した割合を乗じて得た額とする。

(返還命令等)

第二十九条の二 経済産業大臣は、電気事業法第二十八条の五十第二項又は第三項の規定により同法第二十八条の四十九第一項の認定を取り消すときは、その認定整備等事業者に対して、特定系統設置交付金の全部又は一部を推進機関に返還すべきことを命ずることができる。

2 推進機関は、前項の規定による命令を受けた者から、同項の規定により当該者が返還を命ぜられた金額を徴収する。

第三十条の見出しを「（系統設置交付金等の通知）」に改め、同条中「第二十八条第三項」の下に「（第二十八条の二第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「同項」を「第二十八条第三項」に、「又は送電事業者」を「若しくは送電事業者又は認定整備等事業者」に、「系統設置交付金」を「系統設置交付金等」に改める。

第三十条の二中「前三条」を「第二十八条から前条まで」に、「系統設置交付金」を「系統設置交付金等」に改める。

第三十一条第一項中「系統設置交付金」を「系統設置交付金等」に改める。

第四十一条中「第十五条の十五」を「第十五条の二十一」に改める。

第五十二条第一項中「又は登録特定送配電事業者」を、「登録特定送配電事業者若しくは受託者」に改め、同条の次に次の四条を加える。

(送達すべき書類)

第五十二条の二 第十三条の規定による命令、第十五条の規定による取消し又は第十五条の六第一項若しくは第十五条の十一第一項の規定による命令は、経済産業省令で定める書類を送達して行う。

2 第十三条の規定による命令又は第十五条の規定による取消しに係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項又は第三十条の規定による通知は、同法第十五条第一項及び第二項又は第三十条

の書類を送達して行う。この場合において、同法第十五条第三項（同法第三十一条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（送達に関する民事訴訟法の準用）

第五十二条の三 前条の規定による送達については、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第九十九条、第一百一条、第一百三条、第五十五条、第一百六条、第八十条及び第九十条の規定を準用する。この場合において、同法第九十九条第一項中「執行官」とあるのは「経済産業省の職員」と、同法第八十条中「裁判長」とあり、及び同法第九十九条中「裁判所」とあるのは「経済産業大臣」と読み替えるものとする。

（公示送達）

第五十二条の四 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、公示送達をすることができる。

- 一 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合
- 二 外国においてすべき送達について、前条において準用する民事訴訟法第九十条の規定によることができず、又はこれによっても送達をすることができないと認めるとき
- 三 前条において準用する民事訴訟法第九十条の規定により外国の管轄官庁に嘱託を発した後六月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合
- 2 公示送達は、送達をすべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を経済産業省の掲示場に掲示することにより行う。
- 3 公示送達は、前項の規定による掲示を始めた日から二週間を経過することによって、その効力を生ずる。

4 外国においてすべき送達については、前項の期間は、六週間とする。

（電子情報処理組織の使用）

第五十二条の五 経済産業省の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第九号に規定する処分通知等であつて第五十二条の二の規定により書類を送達して行ふこととしているものに関する事務を、同法第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行ったときは、第五十二条の三において準用する民事訴訟法第九十条の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を当該電子情報処理組織を使用して経済産業省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに

記録しなければならない。

第六十二条第二号中「第十五条の十六」を「第十五条の二十二」に改める。

（原子力基本法の一部改正）

第五条 原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「学術の進歩と産業の振興と」を「並びに学術の進歩、産業の振興及び地球温暖化の防止」に改める。

第二条に次の一項を加える。

3 エネルギーとしての原子力利用は、国及び原子力事業者（原子力発電に関する事業を行う者をいう。

第二条の三及び第二条の四において同じ。）が安全神話に陥り、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故を防止することができなかつたことを真摯に反省した上で、原子力事故（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第四百十七号）第二条第一項に規定する原子炉の運転等に起因する事故をいう。以下同じ。）の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識に立つて、これを行うものとする。

第二条の次に次の三条を加える。

（国の責務）

第二条の二 国は、エネルギーとしての原子力利用に当たつては、原子力発電を電源の選択肢の一つとして活用することによる電気の安定供給の確保、我が国における脱炭素社会（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第十七号）第二条の二に規定する脱炭素社会をいう。第十六条の二第二項において同じ。）の実現に向けた発電事業における非化石エネルギー源（エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律七十二号）第二条第二項に規定する非化石エネルギー源をいう。第十六条の二第二項において同じ。）の利用の促進及びエネルギーの供給に係る自律性の向上に資することができるよう、必要な措置を講ずる責務を有する。

2 国は、エネルギーとしての原子力利用に当たつては、原子力施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）次条第四号及び第一条の四第一項において

「原子炉等規制法」という。）第二条第七項に規定する原子力施設をいう。以下同じ。）の安全性の向上に不断に取り組むこと等によりその安全性を確保することを前提として、原子力事故による災害の防止に関し万全の措置を講じつつ、原子力施設が立地する地域の住民をはじめとする国民の原子力発電に対する信頼を確保し、その理解を得るために必要な取組及び地域振興その他の原子力施設が立地する地域の課題の解決に向けた取組を推進する責務を有する。

（原子力利用に関する基本的施策）

第二条の三 国は、原子力発電を適切に活用することができるよう、原子力施設の安全性を確保することを前提としつつ、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

一 原子力発電に係る高度な技術の維持及び開発を促進し、これらを行う人材の育成及び確保を図り、並びに当該技術の維持及び開発のために必要な産業基盤を維持し、及び強化するための施策

二 原子力に関する研究及び開発に取り組む事業者、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構その他の関係者の相互の連携並びに当該研究及び開発に関する国際的な連携を強化するための施策その他の当該研究及び開発の推進並びにこれらの成果の円滑な実用化を図るための施策

三 電気事業に係る制度の抜本的な改革が実施された状況においても、原子力事業者が原子力施設の安全性を確保するために必要な投資を行うことその他の安定的にその事業を行うことができる事業環境を整備するための施策

四 原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律（平成十七年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再処理等、同条第一項に規定する使用済燃料に係るその貯蔵能力の増加その他の対策及び原子炉等規制法第四十三条の三の三十三第一項に規定する廃止措置の円滑かつ着実な実施を図るための関係地方公共団体との調整その他の必要な施策

五 最終処分（特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第一百七号）第二条第二項に規定する最終処分をいう。以下この号において同じ。）に関する国民の理解を促進するための施策、最終処分の計画的な実施に向けた地方公共団体その他の関係者に対する主体的な働き掛け、同法第六条第二項に規定する文献調査対象地区又は同法第三条第二項第二号に規定する概要調査地区等をその区域に含む地方公共団体、最終処分に理解と関心を有する地方公共団体その他の関係者に対する関係府省の連携による支援、最終処分に関する研究開発の推進を図るための国際的な連携並びに原子

力発電環境整備機構及び原子力事業者との連携の強化その他の最終処分の円滑かつ着実な実施を図るために必要な施策

（原子力事業者の責務）

第二条の四 原子力事業者は、エネルギーとしての原子力利用に当たっては、原子力事故の発生防止及び原子炉等規制法第二条第六項に規定する特定核燃料物質の防護のために必要な措置を講じ、並びにその内容を不断に見直し、その他原子力施設の安全性の向上を図るための態勢を充実強化し、並びに関係地方公共団体その他の関係機関と連携しながら原子力事故に対処するための防災の態勢を充実強化するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 原子力事業者は、原子力施設が立地する地域の原子力発電に対する信頼を確保し、その理解を得ることがその事業の円滑な実施を図る上で極めて重要であることに鑑み、そのために必要な取組を推進しながら、国又は地方公共団体が実施する地域振興その他の原子力施設が立地する地域の課題の解決に向けた取組に協力する責務を有する。

第三条の四第一号中「（原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第四百七号）第二条第一項に規定する原子炉の運転等をいう。）に起因する事故をいう。次号において同じ。）を削る。

第六章に次の一条を加える。

第十六条の二 原子力発電の用に供する原子炉を運転する者は、別に法律で定めるところにより政府の行う運転期間に係る規制に従わなければならない。

2 前項の運転期間に係る規制は、我が国において、脱炭素社会の実現に向けた発電事業における非化石エネルギー源の利用の促進を図りつつ、電気の安定供給を確保するため、エネルギーとしての原子力の安定的な利用を図る観点から措置するものとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五条の規定（原子力基本法第六章に一条を加える改正規定を除く。）並びに附則第十三条、第十五

条、第十六条及び第二十六条の規定 公布の日

二 第二条中核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）第七十八条第二十五号の二の改正規定（一の規定）を「第六十四条の三第八項において準用する場合を含む。」の規定に改める部分に限る。） 公布の日から起算して十日を経過した日

三 附則第四条から第六条までの規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第一条中電気事業法目次の改正規定（「第二十七条の二十九」を「第二十七条の二十九の六」に改める部分に限る。）、同法第二十七条の二十九の改正規定、同法第二章第五節に五条を加える改正規定、同法第五十四条の改正規定、同法第六十六条第一項の改正規定、同法第八十一条の改正規定、同法第九十一条の改正規定、同法第九十二条の三の見出し及び同条第一項の改正規定、同法第九十六条の改正規定、同法第九十七条第一号の改正規定並びに同法第二百一十一条第一号及び第三号の改正規定、第二条の規定（第二号に掲げる改正規定を除く。次条第一項及び附則第三条において同じ。）並びに第五条の規定（原子力基本法第六章に一条を加える改正規定に限る。）並びに次条並びに附則第三条、第十八条第二項及び第三項、第二十条（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第九条第二十一項の改正規定に限る。）、第二十一条並びに第二十二條の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日（電気事業法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 前条第四号に掲げる規定の施行の際現に第二条の規定による改正前の原子炉等規制法第四十三条の三の三十二第二項の認可（以下この項において「旧認可」という。）を受けている原子炉等規制法第四十三条の三の八第一項に規定する発電用原子炉設置者である第一条の規定（同号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の電気事業法（次項及び附則第十八条第二項において「新電気事業法」という。）第二十七条の二十九の第二項に規定する原子力発電事業者（次項において「特定原子力発電事業者」という。）は、同号に掲げる規定の施行の日（以下「第四号施行日」という。）に同条第二項の認可を受けたものとみなす。この場合において、当該認可により延長する同条第一項に規定する運転期間は、旧認可により延長した期間と同一の期間とする。

2 特定原子力発電事業者は、経済産業省令で定めるところにより、第四号施行日から起算して三月以内に新電気事業法第二十七条の二十九の三第三項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項を記載した書類を經

濟産業大臣に提出しなければならない。

（原子炉等規制法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 平成二十四年既設発電用原子炉（原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第二十五条第一項に規定する既設発電用原子炉であつて附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に設置されているものをいう。次条及び附則第五条第一項において同じ。）についての第二条の規定による改正後の原子炉等規制法（以下「新原子炉等規制法」という。）第四十三条の三の三十二第一項の規定の適用については、同項中「発電用原子炉について最初に第四十三条の三の十一第三項の確認を受けた」とあるのは、「発電用原子炉の設置の工事について最初に原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第四十一条の規定による改正前の電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十九条第一項の検査に合格した」とする。

第四条 第四号施行日前に平成二十四年既設発電用原子炉（その設置の工事について最初に原子力規制委員会設置法附則第四十一条の規定による改正前の電気事業法第四十九条第一項の検査に合格した日（次項において「運転開始日」という。）から起算して三十年を経過しているものに限る。）を運転している者であつて、第四号施行日において引き続き当該平成二十四年既設発電用原子炉を運転しようとするものは、第四号施行日の前日までに、新原子炉等規制法第四十三条の三の三十二第一項、第二項、第五項及び第六項の規定の例により、長期施設管理計画（同条第一項に規定する長期施設管理計画をいう。以下同じ。）を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。この場合において、当該認可は、第四号施行日において同条第一項の認可とみなす。

2 前項の規定により認可を受けなければならない長期施設管理計画の期間は、次の各号に掲げる平成二十四年既設発電用原子炉の区分に応じ、第四号施行日から当該各号に定める日までの期間とする。

一 次号及び第三号に掲げるもの以外のもの 運転開始日から起算して四十年を経過する日  
二 第四号施行日において運転開始日から起算して四十年を超えて運転しようとするもの（次号に掲げるものを除く。） 運転開始日から起算して五十年を経過する日  
三 第四号施行日において運転開始日から起算して五十年を超えて運転しようとするもの 運転開始日から起算して六十年を経過する日

3 第一項の認可を受けた長期施設管理計画（附則第六条第一項又は第二項の規定による変更の認可又は届

出があったときは、その変更後のもの）の期間が一年以内である場合には、当該長期施設管理計画の期間を超えてその平成二十四年既設発電用原子炉を運転しようとする者は、第四号施行日前においても、新原子炉等規制法第四十三条の三の三十二第二項、第三項前段、第五項及び第六項の規定の例により、当該期間を超えて運転しようとする期間（十年以内に限る。）における長期施設管理計画の認可を受けることができる。この場合において、当該認可は、第四号施行日において同条第三項前段の認可とみなす。

4 前項の認可の申請は、第四号施行日の前日までの間に当該申請に対する処分がされなかつたときは、第四号施行日において新原子炉等規制法第四十三条の三の三十二第三項前段の認可の申請とみなす。

5 原子力規制委員会は、第一項又は第三項の認可をする場合においては、あらかじめ、経済産業大臣に通知するものとする。

6 第一項又は第三項の認可を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

第五条 平成二十四年既設発電用原子炉（前条第一項に規定するものを除く。）について長期施設管理計画の認可を受けようとする者は、第四号施行日においても、新原子炉等規制法第四十三条の三の三十二第二項、第二項、第五項及び第六項の規定の例により、原子力規制委員会の認可を受けることができる。この場合において、当該認可は、第四号施行日において同条第一項の認可とみなす。

2 前条第四項から第六項までの規定は、前項の認可について準用する。この場合において、同条第四項中「第四十三条の三の三十二第三項前段」とあるのは、「第四十三条の三の三十二第一項」と読み替えるものとする。

第六条 附則第四条第一項若しくは第三項又は前条第一項の認可を受けた者であつて、これらの認可を受けた長期施設管理計画の変更（原子力規制委員会規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするものは、第四号施行日前においても、新原子炉等規制法第四十三条の三の三十二第二項及び第四項から第六項までの規定の例により、当該長期施設管理計画の変更の認可を受けることができる。この場合において、当該認可は、第四号施行日において同条第四項の認可とみなす。

2 附則第四条第一項若しくは第三項又は前条第一項の認可を受けた長期施設管理計画について、前項の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をした者は、第四号施行日前においても、新原子炉等規制法第四十三条の三の三十二第七項の規定の例により、その旨を原子力規制委員会に届け出ることができる。この

場合において、当該届出は、第四号施行日において同項の規定による届出とみなす。

3 附則第四条第四項から第六項までの規定は、第一項の認可について準用する。この場合において、同条第四項中「第四十三条の三の三十二第三項前段」とあるのは、「第四十三条の三の三十二第四項」と読み替えるものとする。

（原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第七条 この法律の施行の日（附則第十三条及び第十五条において「施行日」という。）から第四号施行日の前日までの間における第三条の規定による改正後の原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律（以下「新再処理法」という。）第十一条第七項の規定の適用については、同項中「電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二十七条の二十九の二第六項（同条第七項及び同法第二十七条の二十九の四第二項において準用する場合を含む。）又は次条第三項」とあるのは、「次条第三項」とする。

第八条 この法律の施行の際現に实用発電用原子炉設置者等（新再処理法第二条第八項に規定する实用発電用原子炉設置者等をいう。以下同じ。）である者に対する新再処理法第十二条第一項の規定の適用については、同項中「その实用発電用原子炉設置者等となつた日」とあるのは、「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第 号）の施行の日」とする。

第九条 この法律の施行の際現に实用発電用原子炉設置者等である者が、新再処理法第十一条の規定により最初に納付すべき同項の拠出金に対する新再処理法第十四条の規定の適用については、同条中「各年度の六月三十日（その年度に实用発電用原子炉設置者等となつた者にあつては、そのなつた日の属する年度の翌年度の六月三十日）まで」とあるのは、「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第 号）の施行の日（以下この条において「施行日」という。）から六月以内」と、同条ただし書中「各年度の十二月三十一日まで」とあるのは「施行日から九月以内」とする。

第十条 この法律の施行の際現にその实用発電用原子炉（原子炉等規制法第四十三条の四第一項に規定する实用発電用原子炉をいう。）に係る廃炉（新再処理法第二条第五項に規定する廃炉をいう。次条において同じ。）の実施に必要な費用に充てるため電気事業法第二十七条の二十九において準用する同法第二十七

条の三の規定による経済産業大臣の命令に基づき積み立てた引当金がある実用発電用原子炉設置者等は、廃炉推進業務（新再処理法第十一条第一項に規定する廃炉推進業務をいう。以下この項において同じ。）に必要な費用に充てるため、経済産業省令で定めるところにより、実用発電用原子炉設置者等ごとに経済産業大臣が定める額の金銭を、令和六年度から令和三十五年度までの各年度（新再処理法第五条第一項に規定する各年度をいう。以下この項において同じ。）に、経済産業省令で定めるところにより分割して、各年度の三月三十一日（令和六年度にあつては、経済産業大臣が定める日）までに、新再処理法第十二条第一項の規定により届け出た使用済燃料再処理・廃炉推進機構（新再処理法第十三条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後の使用済燃料再処理・廃炉推進機構）に対し、支払わなければならない。ただし、廃炉推進業務の適正な実施に支障が生ずるおそれがないと認められる場合において、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の承認を受けたときは、承認を受けたところに従い、分割して支払うことができる。

2 前項の規定により支払がされた金銭は、新再処理法第十一条第一項の拠出金として納付されたものとみなす。

3 新再処理法第八条第六項から第八項まで及び第九条の規定は、実用発電用原子炉設置者等による第一項の金銭の支払について準用する。この場合において、新再処理法第八条第六項中「機構」とあるのは「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立のための電気事業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第 号。以下この項及び次条第一項において「改正法」という。）附則第十条第一項に規定する使用済燃料再処理・廃炉推進機構（次条第一項において「機構」という。）」と、「第一項の納期限（第三項の規定による通知があつた場合にあつては、第四項の納期限。次条第一項及び第十条において同じ。）」とあるのは「改正法附則第十条第一項本文の納期限（同項ただし書の規定による承認を受けた実用発電用原子炉設置者等にあつては、当該承認に係る納期限。次条第一項において同じ。）」と、新再処理法第九条第一項中「前条第一項」とあるのは「改正法附則第十条第一項本文」と読み替えるものとする。

第十一条 令和六年度に廃炉を実施する実用発電用原子炉設置者等に対する新再処理法第十六条及び第十七条の規定の適用については、新再処理法第十六条中「認可業務計画の計画期間内」とあるのは「令和六年度」と、「あらかじめ」とあるのは「第五十五条第五項の規定による認可業務計画の公表後遅滞なく」

と、新再処理法第十七条中「前条前段の承認を受けた廃炉実施計画（同条後段の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）に基づき」とあるのは「令和六年度」と、「当該廃炉」とあるのは「前条前段の承認を受けるまでに実施し、又は当該承認を受けた廃炉実施計画（同条後段の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）に基づき実施した廃炉」とする。

第十二条 この法律の施行の際現にその名称中に使用済燃料再処理・廃炉推進機構という文字を用いている者については、新再処理法第二十条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第十三条 使用済燃料再処理機構は、施行日までに、必要な定款の変更をし、経済産業大臣の認可を受けるものとする。

2 前項の認可があつたときは、同項に規定する定款の変更は、施行日にその効力を生ずる。

（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第十四条 この法律の施行の際現に第四条の規定による改正前の再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第九条第四項又は第十条第一項の規定によりされている認定は、それぞれ第四条の規定による改正後の再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第九条第四項又は第十条第一項の規定によりされた認定とみなす。

（原子力基本法の一部改正に伴う経過措置）

第十五条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行日の前日までの間における第五条の規定（同号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の原子力基本法（次条及び附則第十八条第二項において「新原子力基本法」という。）第二条の三第四号の規定の適用については、同号中「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律」とあるのは、「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」とする。

第十六条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から第四号施行日の前日までの間における新原子力基本法第二条の二第一項の規定の適用については、同項中「いう。第十六条の二第二項において同じ」とあるのは、「いう」とする。

（罰則に関する経過措置）

第十七条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。）

(検討)

第十八条 政府は、この法律の施行後三年を経過した後適当な時期において、第一条の規定（附則第一条第四号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の電気事業法及び第四条の規定による改正後の再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の施行の状況を確認し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行後五年を経過した後適当な時期において、新電気事業法の規定の実施状況、原子力施設（原子炉等規制法第二条第七項に規定する原子力施設をいう。以下この項において同じ。）が立地する地域の住民をはじめとする国民の原子力発電に対する理解の状況、原子力施設の安全性の向上を図るための原子力事業者（新原子力基本法第二条第三項に規定する原子力事業者をいう。）の取組の状況、原子炉等規制法第二条第五項に規定する発電用原子炉の開発及び建設の状況、原子力力に関する技術開発の状況、電気の需給の状況、経済社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、新電気事業法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行後五年以内に、新原子炉等規制法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

4 政府は、この法律の施行後五年を経過した後適当な時期において、新再処理法の施行の状況を確認し、必要があると認めるときは、新再処理法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(国立国会図書館法等の一部改正)

第十九条 次に掲げる法律の規定中

使用済燃料再処理機構	原子力発電における使用済燃料の再処理等 年法律第四十八号)
を	
使用済燃料再処理・廃炉推進機構	原子力発電における使用済燃料の再処理 法律（平成十七年法律第四十八号）
を	
理等の実施及び廃炉の推進に関する	に改める。

- 一 国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）別表第一
- 二 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）別表第一

- 三 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第二
- 四 消費税法（昭和六十三年法律第八号）別表第三第一号の表（地方税法の一部改正）

第二十條 地方税法の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第七号中「使用済燃料再処理機構」を「使用済燃料再処理・廃炉推進機構」に改める。

附則第九条第二十一項中「第六百六条第一項」を「第二十七条の二十九の二第一項」に改める。

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正)

第二十一条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成九年法律第八十号。次条において「原子炉等規制法一部改正法」という。）の一部を次のように改正する。

第八十条中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に一号を加える改正規定及び同条に二号を加える改正規定中「者」を「とき」に改める。

(調整規定)

第二十二條 第四号施行日が原子炉等規制法一部改正法の施行の日以後となる場合には、前条の規定は、適用しない。この場合において、第二条のうち原子炉等規制法第八十条の改正規定中「第十一号」とあるのは「第十二号」と、「同条第十二号」とあるのは「同条第十三号から第十五号までの規定」とする。

(原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二十三條 原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(拠出金に関する経過措置)」を付し、同条中「この法律による改正後の原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律(一)」を「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律（平成十七年法律第四十八号）」に、「新法」を「再処理法」に、「第二条第六項」を「第二条第七項」に、「第四条第一項、第七条及び第八条」を「第五条第一項、第八条及び第九条」に改める。

附則第三条及び第四条を次のように改める。

第三条及び第四条 削除

附則第五条第一項中「新法第五条第一項」を「再処理法第六条第一項」に、「使用済燃料再処理機構」を「使用済燃料再処理・廃炉推進機構」に改め、同条第三項から第五項までを削り、同条第六項中「第二項」を「前項」に改め、同項第二号中「新法」を「再処理法」に改め、同項を同条第三項とし、同条第七項及び第八項を削る。

附則第六条第一項中「施行日」を「この法律の施行の日（以下「施行日」という。）」に、「新法」を「再処理法」に、「第四条第一項」を「第五条第一項」に、「第五条第一項」を「第六条第一項」に、「第六条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条第二項を削る。

附則第七条第一項中「新法第五条第一項」を「再処理法第六条第一項」に改め、同条第三項中「新法」を「再処理法」に、「第七条第六項」を「第八条第六項」に、「第八条の」を「第九条の」に、「第九条」を「第十条」に、「第八条第一項」を「第九条第一項」に改める。

附則第八条中「附則第六条第一項前段の規定による同項前段に規定する金銭（当該金銭が同項）を「附則第六条前段の規定による同条前段に規定する金銭（当該金銭が同条）」に改める。

附則第九条第一項中「新法」を「再処理法」に、「第五条第一項」を「第六条第一項」に改め、同条第二項中「前項の」を「同項の」に改め、同項ただし書中「附則第六条第一項前段の規定による同項前段」を「附則第六条前段の規定による同条前段」に改め、同条第四項中「新法」を「再処理法」に、「第七条第六項」を「第八条第六項」に、「第八条の」を「第九条の」に、「第九条」を「第十条」に、「第八条第一項」を「第九条第一項」に改める。

附則第十条、附則第十一条の見出し及び同条を次のように改める。

第十条及び第十一条 削除

附則第十二条の前に見出しとして「（機構の設立に伴う経過措置）」を付し、同条中「新法第四十七條」を「再処理法第五十七條」に改める。

附則第十三条中「新法第四十八條」を「再処理法第五十八條」に改める。

附則第十六条を次のように改める。

第十六条 削除

（民事訴訟法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十四条 民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

附則百一十三条の次に次の一条を加える。

（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の一部改正）

百一十三条の二 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第五十二条の三中「第九十九条、第一百一条」を「第一百一条、第一百一条、第一百二条の二」に、「第一百八条及び第九十九条」を「及び第一百八条」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、同項中「裁判所」とあり、及び同条中「裁判長」とあるのは「経済産業大臣」と、同法百一条第一項中「執行官」とあるのは「経済産業省の職員」と読み替えるものとする。

第五十二条の五中「第九十九条」を「第一百一条」に改める。

（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正）

第二十五条 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第三百三十七条の見出しを「（原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律の一部改正）」に改め、同条中「原子力発電における使用済燃料の再処理等に関する法律」を「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律」に、「第二十五条第二号」を「第三十三条第二号」に、「第六十二条」を「第七十四条」に改める。

（政令への委任）

第二十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案

(衆議院修正に係る条文のみを掲載 小字及び―は修正)

(原子力基本法の一部改正)

第五条 原子力基本法(昭和三十年法律第百八十六号)の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の三条を加える。

(国の責務)

第二条の二 国は、エネルギーとしての原子力利用に当たっては、原子力発電を電源の選択肢の一つとして活用することによる電気の安定供給の確保、我が国における脱炭素社会(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)第二条の二に規定する脱炭素社会をいう。第十六条の二第二項において同じ。)の実現に向けた発電事業における非化石エネルギー源(エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成二十一年法律第七十二号)第二条第二項に規定する非化石エネルギー源をいう。第十六条の二第二項において同じ。)の利用の促進及びエネルギーの供給に係る自律性の向上に資することができるよう、必要な措置

を講ずる責務を有する。

2 国は、エネルギーとしての原子力利用に当たっては、原子力施設(核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)次条第四号及び第二条の四第一項において「原子炉等規制法」という。)第二条第七項に規定する原子力施設をいう。以下同じ。)の安全性の向上に不断に取り組むこと等によりその安全性を確保することを前提として、原子力事故による災害の防止に関し万全の措置を講じつつ、原子力施設が立地する地域及びの住民をはじめとする国民の原子力発電に対する信頼を確保し、その理解を得るためにに必要な取組並びに地域振興その他の原子力施設が立地する地域の課題の解決に向けた取組を推進する責務を有する。

(原子力利用に関する基本的施策)

第二条の三 (略)

(原子力事業者の責務)

第二条の四 (略)

附則

(検討)

第十八条 政府は、この法律の施行後三年を経過した後適当な時期において、第一条の規定(附則第一条第四号に掲げる改正規定を除く。)による改正後の電気事業法及び第四条の規定による改正後の再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行後五年を経過した後適当な時期において、新電気事業法の規定の実施状況、原子力施設(原子炉等規制法第二条第七項に規定する原子力施設をいう。以下この項において同じ。)が立地する地域及びの住民をはじめとする国民の原子力発電に対する理解の状況、原子力施設の安全性の向上を図るための原子力事業者(新原子力基本法第二条第三項に規定する原子力事業者をいう。)の取組の状況。発電用原子炉(をいう。次項において同じ)。、原子炉等規制法第二条第五項に規定する発電用原子炉の開發及び建設の状況。、原子力に関する技術開発の状況、電気の需給の状況、経済社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、新電気事業法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行後五年以内に、新原子炉等規制法の施行の状況<sup>。、原子力</sup>、規制委員会による発電用原子炉の設置の許可等に係る審査の効率化及び審査体制の充実を旨とした発電用原子炉施設（原子炉等規制法第四十三条の三の五項第五号に規定する発電用原子炉施設をいう）の安全の確保のための規制の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

4 政府は、この法律の施行後五年を経過した後適当な時期において、新再処理法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新再処理法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。